安芸高田市 第3次 地域福祉活動計画

計画期間

令和 7(2025)年度
▼
令和 11(2029)年度

ともに支えあい　心豊かに

令和 7(2025)年 3 月

社会福祉法人　安芸高田市社会福祉協議会

はじめに

皆さまには、日頃から地域福祉の推進にご尽力いただいておりますことに敬意を表するとともに、安芸高田市社会福祉協議会の事業に対してご理解とご協力をいただき心より感謝申しあげます。

さて近年、急速に進む少子高齢化、さらには核家族化や単身世帯の増加に伴い、家族や地域で支えあう力の弱体化や住民同士のつながりの希薄化が進むなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、このような社会環境の変化に伴い、社会的孤立によるひきこもりや 8050 問題、さらには生活困窮世帯の増加など、地域における生活課題はより多様化・複雑化・複合化しております。

このような状況の中、安芸高田市社会福祉協議会では「第３次地域福祉活動計画」を策定し、安芸高田市が策定する「第２次地域福計画」と連動しながら、今後５年間の福祉のまちづくりを推進するため活動目標や方針を定めました。

安芸高田市社会福祉協議会ではこれまでも、第 1 次並びに第 2 次地域福祉活動計画を策定し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを行ってきました。

この度の「第３次地域福祉活動計画」では、社会福祉協議会の役職員のみならず、地域の皆さまやボランティアの皆さま、行政や関係機関などとより一層連携・協働しながら、地域づくりを一体的に推進し地域共生社会の実現を目指していくものとしております。

「ともに支えあい、心豊かに」を基本理念とし、多様化・複雑化・複合化する福祉課題に向けた相談支援体制の整備と、地域の人と人、各種団体や専門職がつながり、協力しながら地域づくりに取り組むことのできるよう、本計画を推進して参りますので、皆さまにはより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

令和７年３月

社会福祉法人　安芸高田市社会福祉協議会
会　長　　水　重　克　幸

目次

第１章　地域福祉活動計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨 …… １
２　地域共生社会の実現と地域福祉の推進 …… １
（１）地域共生社会の実現 …… １
（２）地域福祉の推進 …… ２
（３）自助・互助・共助・公助の関係性 …… ２
（４）重層的支援体制の整備 …… ３
３　計画の位置づけ …… ４
４　計画とＳＤＧｓの関係 …… ６
５　計画の期間 …… ７
６　地域福祉における圏域 …… ７

第２章　第２次地域福祉活動計画の評価

１　第２次地域福祉活動計画の評価 …… ８
２　第２次地域福祉活動計画の整理 …… ８
３　主な取り組みの成果 …… ９
（１）人つながりと地域づくりの強化 …… ９
（２）相談機能の強化 …… ９
（３）権利擁護支援体制の強化 …… ９
（４）介護保険事業の充実と強化 …… ９
（５）地域包括支援センターの充実と強化 …… １０
（６）他団体との連携 …… １０
４　第３次地域福祉活動計画へ向けた課題 …… １０

第３章　安芸高田市の現状と課題

１　人口、世帯、高齢化率等の状況 …… １１
（１）総人口・年齢３区分の推移 …… １１
（２）世帯数・１世帯あたりの推移 …… １２
（３）地域別高齢化率 …… １２
２　安芸高田市における地域課題 …… １３
（１）地域生活課題の多様化・複雑化・複合化への対応 …… １３
（２）地域とのつながり（顔の見える関係）の希薄化 …… １８
（３）地域福祉活動の担い手不足 …… １９
（４）権利擁護の推進 …… ２０
（５）情報発信・収集 …… ２０
（６）災害時への備え …… ２１

第４章　計画の基本的な考え方と具体的な取り組み

１　基本理念　……　２２
２　活動目標　……　２２
３　活動方針　……　２２
４　第３次地域福祉活動計画の体系図　……　２４
５　地域福祉ネットワークイメージ図　……　２５
６　具体的な取り組み　……　２６
　活動目標１　地域福祉活動を支える人づくり　……　２６
　　活動方針①　地域への関心と福祉意識の醸成　……　２６
　　活動方針②　地域の福祉を支える担い手づくり　……　２７
　　活動方針③　福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取り組み　２８
　活動目標２　地域で支えあう力を高めるつながりづくり　……　２９
　　活動方針①　地域のつながりづくりと顔の見える関係づくり　……　２９
　　活動方針②　困難を抱える人への支援の充実　……　３０
　　活動方針③　災害時に強い福祉支援体制　……　３１
　活動目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり　……　３２
　　活動方針①　情報発信と情報共有の充実　……　３２
　　活動方針②　地域生活課題の多様化・複雑化・複合化への対応　…　３３
　　活動方針③　組織力の強化　……　３４
　　活動方針④　権利擁護の推進　……　３４
　　活動方針⑤　協働による地域福祉の推進　……　３５
　　活動方針⑥　相談窓口の充実　……　３６

第５章　第３次地域福祉活動計画の推進

１　安芸高田市地域福祉活動計画の周知　……　３７
２　進行管理と評価　……　３７

第６章　資料集

１　策定委員名簿　……　３８
２　策定経過　……　３９

第１章　地域福祉活動計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

近年、ひきこもりやゴミ屋敷問題、親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子どもが同居している世帯（8050 問題）といった複合的な課題など、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが多様化、複雑化しています。

また、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化といった社会構造の変化が進んでいます。

さらに、平成 30（2018）年７月豪雨ならびに令和３（2021）年８月大雨災害のように近年は大規模自然災害が各地で発生しており、災害発生時や復興時における地域課題への対応も重要となっています。

こうした状況の中、従来の高齢者、子ども、障がいのある人といった枠組みを超え、横断的、包括的に福祉サービスを提供することが求められています。

安芸高田市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）では、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度の５か年計画で「第１次地域福祉活動計画」を策定しました。その後「第２次地域福祉活動計画」（令和元（2019）年度～令和６（2024）年度）を策定し、地域福祉会議やふれあいサロンなど地域住民主体の福祉のまちづくりを推進し「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを行ってきました。

今後も引き続き、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指して、住民自身が地域の生活課題を共有し、その解決に向け話しあい、専門職や各関係機関と協働しながら、主体的な参加によって支えあう、地域住民主体の地域福祉活動を推進するため「第３次地域福祉活動計画（令和７（2025）年度～令和 11（2029）年度）」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

２　地域共生社会の実現と地域福祉の推進

（１）　地域共生社会の実現

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体（地域住民をはじめ、町内会や自治会等の地縁組織、NPO 法人、ボランティア団体、福祉施設、学校などの地域活動団体のほか企業など、地域づくり活動を行う担い手）が制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域をともにつくっていく社会のことをいいます。

本計画は、地域住民の抱える生活課題に対して包括的な支援体制を構築するため、相談支援体制、参加支援、地域づくりを一体的に推進して地域共生社会の実現を目指します。

（２）　地域福祉の推進

『地域福祉』とは、地域社会全体の福祉を向上させることを目的として、住民一人ひとりが身近な地域の中で、自分らしく安心して暮らせる環境を整えるための取り組みのことであり、地域コミュニティが協力しあい、互いに支えあうことが重要です。

社会福祉法においては、第１条で地域福祉を推進する目的を掲げており、第４条では、「地域福祉の推進」に努める主体（担い手）として、地域住民や社会福祉関係者が位置づけられており、「地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

〇社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（３）　自助・互助・共助・公助の関係性

地域における生活課題がより多様化・複雑化・複合化している現在、自分でできることは自分でする『自助』、家族や友人・知人、近隣の人、ボランティアとの

助けあいによる『互助』、国民健康保険や介護保険等の制度化された支えあいによる『共助』、さらに困窮等の『自助』『互助』『共助』では対応が難しい場合に必要な生活保障を行う公的支援の『公助』の“4 つの助”の連携によって解決していく取り組みが必要となります。

「自助・互助・共助・公助」の関係性

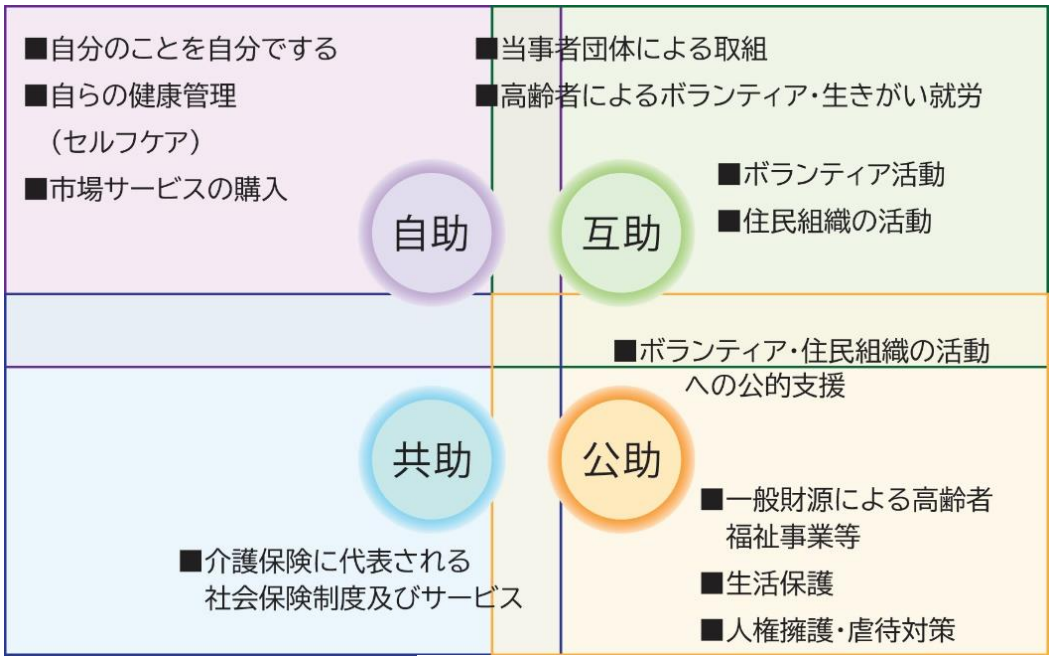

資料 「厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書」

（4） 重層的支援体制の整備

平成 29（2017）年の社会福祉法改正により、地域福祉推進の理念が規定され、これを実現するために、市町村は「包括的な支援体制づくり」に努める旨が明示されました。市町村において「包括的な支援体制」の構築を推進するための事業として、令和２（2020）年の社会福祉法改正により創設されたのが「重層的支援体制整備事業」です。

重層的支援体制整備事業は、従来の分野別の支援体制では対応しきれない多様化・複雑化・複合化した課題に対応できる体制をつくることを目的としており、地域共生社会の実現を目指すための施策として、『属性を問わない相談支援』『参加支援』『地域づくりに向けた支援』を一体的に実施することとなっています。

安芸高田市（以下「市」といいます。）においても、行政、社協及び関係団体が協議しながら、本計画期間内での実施に向けて準備を進めていきます。

重層的支援体制整備事業とは

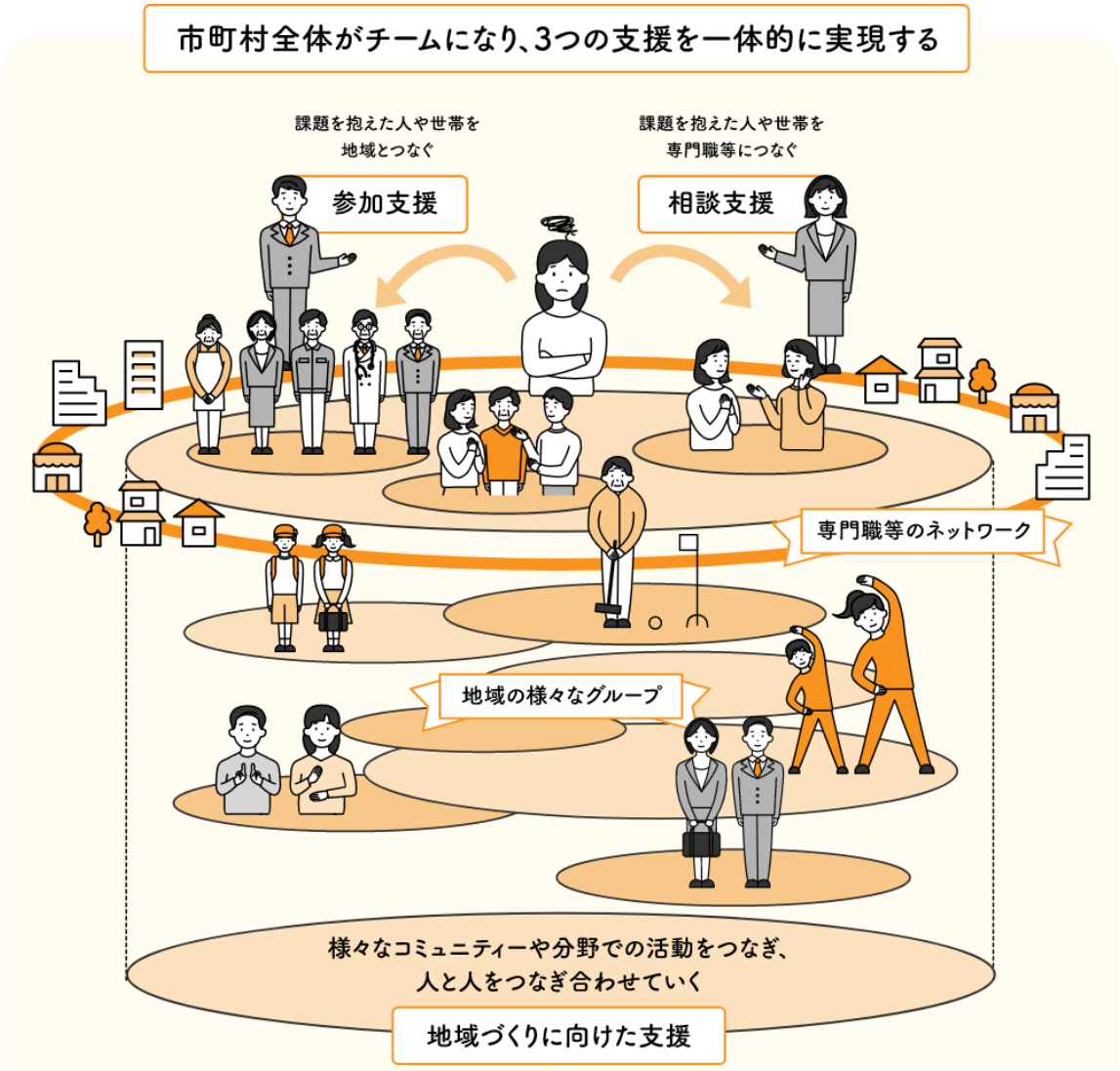

資料　「厚生労働省　地域共生社会ポータルサイト」

3　計画の位置づけ

市では、令和 2（2020）年 3 月に「安芸高田市地域福祉計画（第 1 次）」が策定されました。この「地域福祉計画」は、住民にもっとも身近な行政単位である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域の多様な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けて体制等を整備し、施策を着実に実施するための計画です。

行政が策定する「地域福祉計画」、社協が策定する「地域福祉活動計画」は、地域福祉を進める共通テーマに基づいており、両計画が整合性を持ち、連携することが必要です。

本計画は、第 2 次地域福祉活動計画の成果と課題、公的な福祉制度や社会情勢の変化、見直し後の安芸高田市地域福祉計画の方向性を踏まえて策定し、地域の福祉課題や住民の声に応える福祉のまちづくりを目指します。

本計画と他関連計画との関係

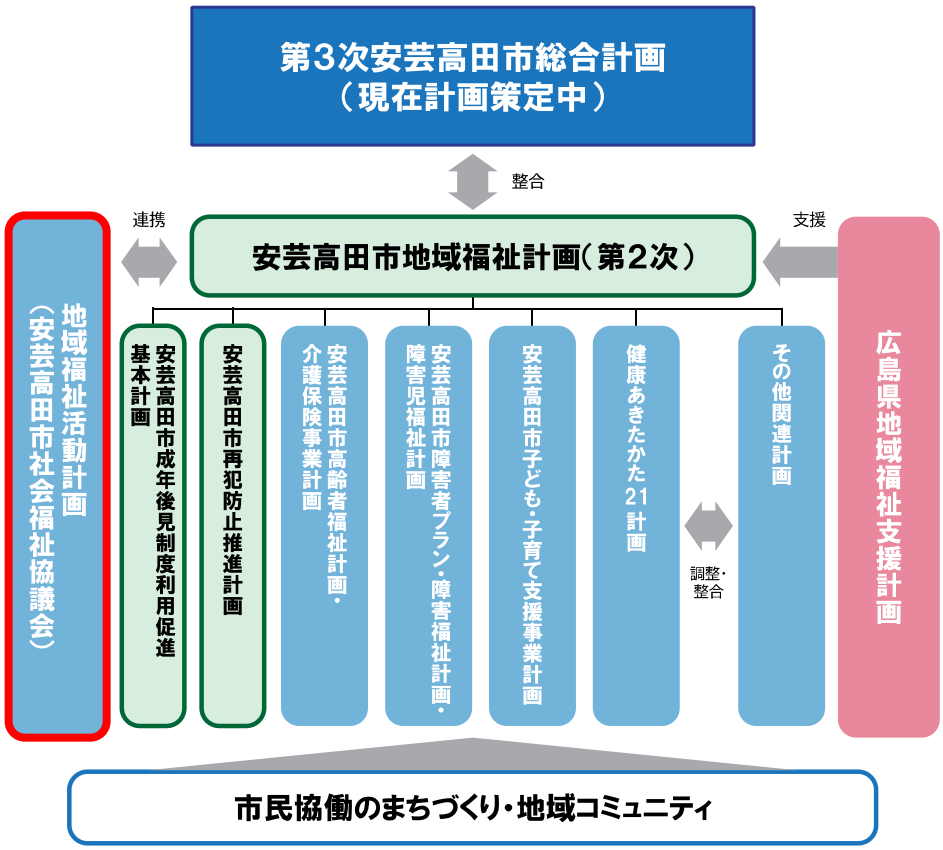

資料　「安芸高田市地域福祉計画」

〇社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

2　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

3　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

4　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4　計画とＳＤＧｓの関係

平成 27（2015）年の国際連合において採択された「SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））」は、すべての人々にとってよりよい社会の実現に向けた平成 27（2015）年から令和 12（2030）年までの世界共通の目標です。SDGs には、『誰一人取り残さない』持続可能な 17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

本計画においても、市の目指すまちづくりの理念とともに SDGs の視点を踏まえながら、具体的な取り組みを推進していきます。

【ＳＤＧｓの17の目標】

目標1　貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2　飢餓をゼロに	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標3　すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4　質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5　ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標6　安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8　働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標9　産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10　人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11　住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12　つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13　気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14　海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15　陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16　平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17　パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料　「国際連合広報センター」

5　計画の期間

本計画は令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度までの５か年間を期間とします。

ただし、社会経済情勢等の大きな変化や制度改革、住民のニーズの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
地域福祉計画（行政策定）		地域福祉計画（第１次）					地域福祉計画（第２次）				
地域福祉活動計画（社協策定）		第２次地域福祉活動計画					第３次地域福祉活動計画				

※本計画は、行政計画である「地域福祉計画」と連携しながら進めていくことが必要です。

より一層の連携・協働を図るため、次期計画（第 2 次）の策定に併せ、本計画も令和７（2025）年度から令和１１（2029）年度までを計画期間としています。

6　地域福祉における圏域

地域における福祉活動は、隣近所でつくられる圏域（向こう三軒両隣）から、市全域でつくられる圏域までのいくつかの階層に分かれており、様々な機関や団体が階層に応じてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層内や、階層を超えて情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、全体として地域福祉の推進を図ることができます。

地域福祉圏域のイメージ

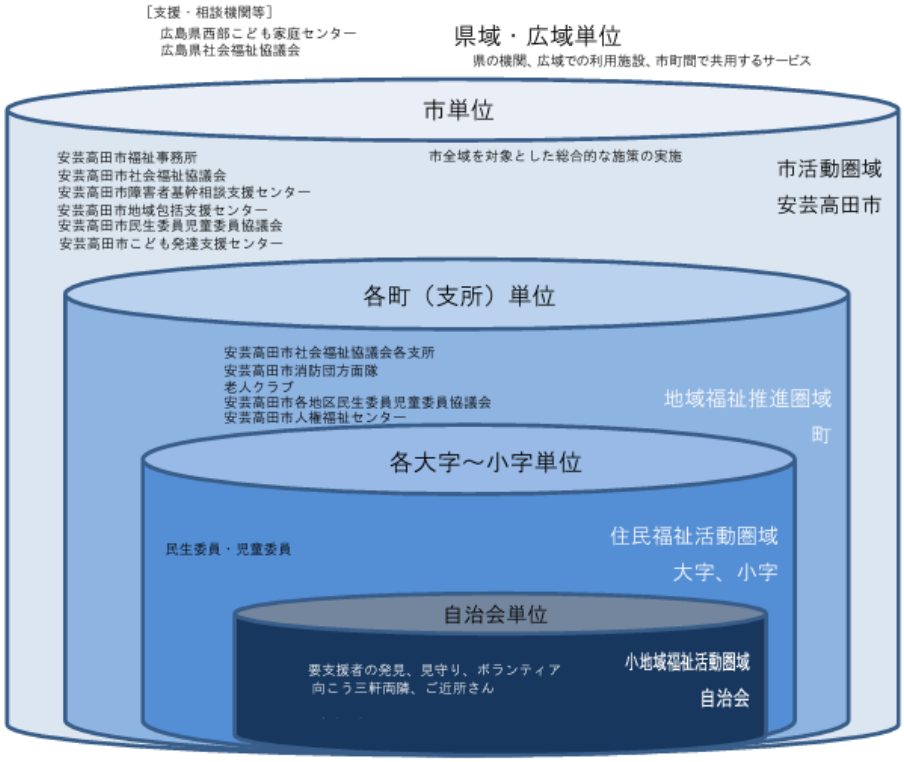

資料　「安芸高田市地域福祉計画」

第２章　第２次地域福祉活動計画の評価

１　第２次地域福祉活動計画の評価

第２次地域福祉活動計画では、「ともに支えあい、心豊かに」を基本理念に、「地域福祉と在宅福祉の融合～地域共生社会づくりの強化～」、「福祉の開拓者として～社協組織と財政基盤の強化～」を基本方針に掲げ、市における地域福祉推進の中核として、市の施策と連携した事業や、関係機関などとの連携・協働の取り組みを進めてきました。

２　第２次地域福祉活動計画の整理

第１次及び第２次地域福祉活動計画は、社協の経営計画として重きを置くものでした。「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めるにあたり、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく取り組みが求められます。

このことから、地域住民及び地域の多様な主体に焦点をあて、第２次地域福祉活動計画を整理します。

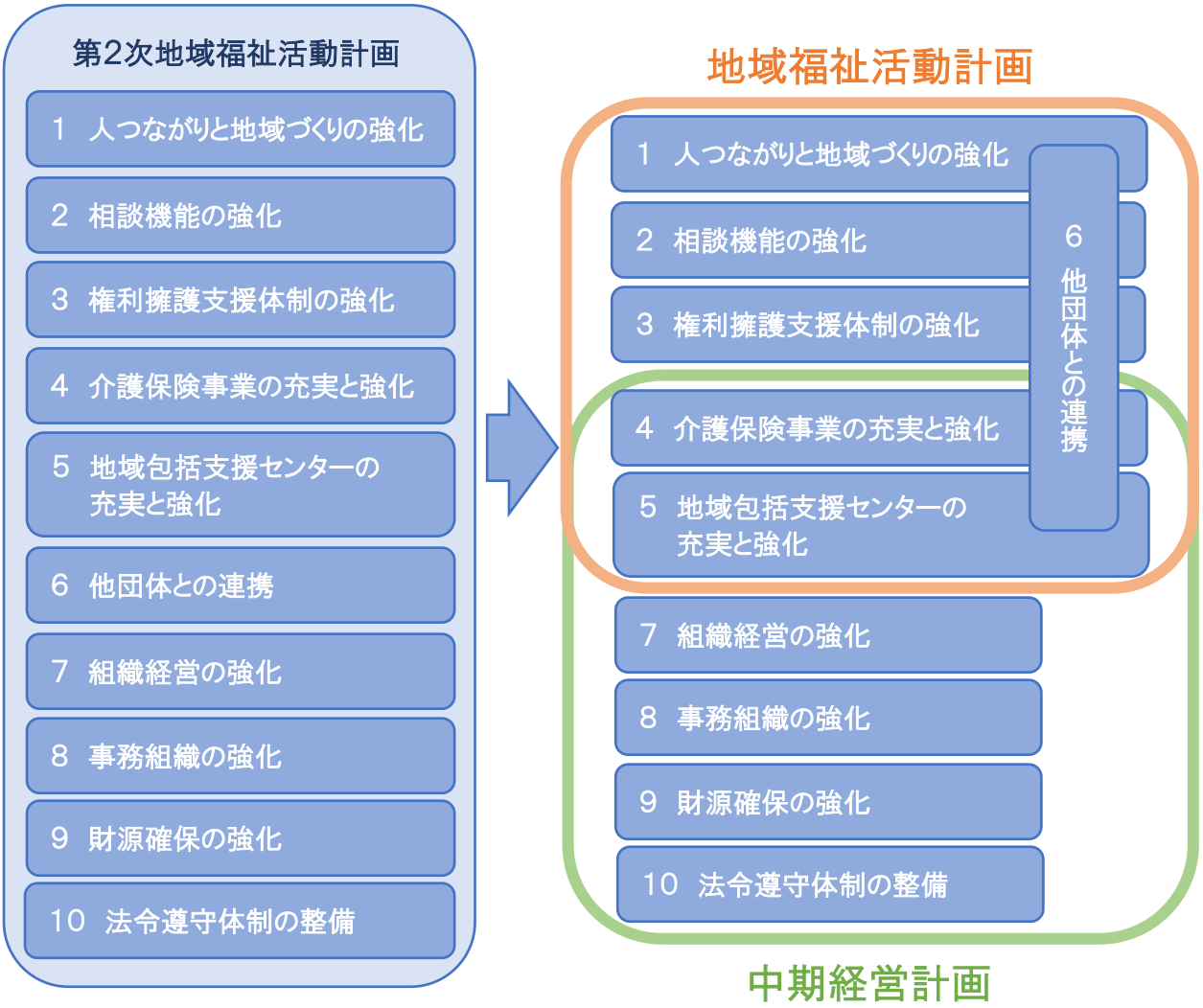

3　主な取り組みの成果

（１）　人つながりと地域づくりの強化

地域を基盤に、多様な生活課題や福祉課題を受け止め、地域住民で話しあい主体的な取り組みや他機関・他団体との連携により解決につなげる協議体として、市内６町全域に「地域福祉会議」を設置しました。地域福祉会議では、地域の困りごとの把握、ゴミ出し支援・買い物支援などの課題解決に向けた取り組み、支援活動団体やサロンの立ち上げ支援などの新たな資源の開発を行いました。

住民主体の地域の集いあう場である「小地域のお茶の間サロン」や「ふれあいサロン」では、令和２(2020)年度以降新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、開催自粛を余儀なくされましたが、各団体が手紙や訪問などにより地域での孤立防止やお互いを見守る支えあいを行うことで、参加者だけでなく地域と住民がつながる活動を行いました。

令和３（2021）年８月に発生した大雨災害では、社協が安芸高田市災害ボランティアセンターを設置し、多くの災害ボランティアの方々の主体的な参加と活動による被災者の生活再建に向けた支援を行いました。この大雨災害の経験を踏まえ、平常時の備えとしてインターネットサイトによる災害ボランティアの事前登録、市や他団体との連携協議及び災害シミュレーション研修やボランティアの養成に向けた講演会などを実施しました。

地域づくりの担い手の育成については、サロンなどの地域活動団体へ福祉に関する講座を開催し、また未来の担い手である小・中学生や高校生には、学校と連携してボランティア活動や福祉体験学習を実施しました。

（２）　相談機能の強化

地域共生社会の実現に向け、多様化・複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図るため、従来に増して「断らない相談支援」を行えるよう、いつでも相談に応じることのできる相談体制の構築を図りました。

（３）　権利擁護支援体制の強化

様々な理由により判断能力が不十分な状態にある人が安心して生活できるよう、福祉サービス利用援助事業「かけはし」により、福祉サービスの利用手続きのサポートや通帳・印鑑などの預かり、金銭の管理を行いました。また「成年後見事業」では、社協が成年後見人・保佐人・補助人を担うことにより、安心して日常生活を送ることができるよう契約の代理や取消し、財産管理、介護・医療サービスなどの申請を支援しました。

（４）　介護保険事業の充実と強化

福祉・介護人材の確保および育成、定着を図る取り組みの一環として、行政、社協、関係機関、就労支援機関が連携して福祉・介護人材確保等総合支援協議会を設立・運営し、介護職員初任者研修等を実施しました。

（５）　地域包括支援センターの充実と強化

地域に暮らす高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最後まで生き甲斐と尊厳をもって自分らしい暮らしができるよう支援するため、地域包括ケアシステムの推進に取り組みました。また、医療や介護、福祉サービスなど様々な相談を受け、相談内容に応じて適切な関係機関と連携を取り、早期対応と問題解決を図りました。

さらに、様々な行事や地域活動に参加し、フレイル予防や権利擁護のための情報発信を行うとともに、住民が気軽に相談できるよう地域包括支援センターの活動を周知しました。

（６）　他団体との連携

多様化・複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、行政をはじめ住民や住民団体、関係機関等と連携を図るとともに、既存の支援ネットワークを通じて情報交換や後方支援を行いました。

４　第３次地域福祉活動計画へ向けた課題

地域共生社会の実現に向け前述の取り組みにより一定の成果を得ることができました。しかし、高齢化や人口減少が進行しており、福祉ニーズも多様化・複雑化・複合化し、制度の狭間や社会的孤立などにより、困難を抱える人がいます。

このような課題に対応するため、制度や分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が一体となって取り組みを行う必要があり、既存のネットワークを含む資源の把握と整理、それらを活用した実践・連携、新たな資源の開発が必要です。

また、課題を抱える個人や世帯の発見、専門職・専門機関との連携、解決に向けた過程の中で、住民の主体的な参加と協力が不可欠となります。人口減少による担い手不足や新型コロナウイルス感染症などの影響による、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と資源がつながり支えあう取り組みが生まれやすい環境やしくみづくりへのアプローチが求められます。

第３章　安芸高田市の現状と課題

１　人口、世帯、高齢化率等の状況

（１）　総人口・年齢３区分の推移

市の総人口・年齢３区分人口の将来推計を見ると、今後総人口は減少し、令和32（2050）年には14,775人になると見込まれています。また、令和22(2040)年には、高齢者人口が生産年齢人口を上回ります。

年齢区分人口比率の将来推計を見ると、高齢者人口の比率（高齢化率）は今後も上昇を続け、令和32（2050）年には52.3%になると見込まれています。年少人口と生産年齢人口の割合は、横ばいから下降傾向で推移するものと見込まれています。

総人口・年齢３区分人口の推移

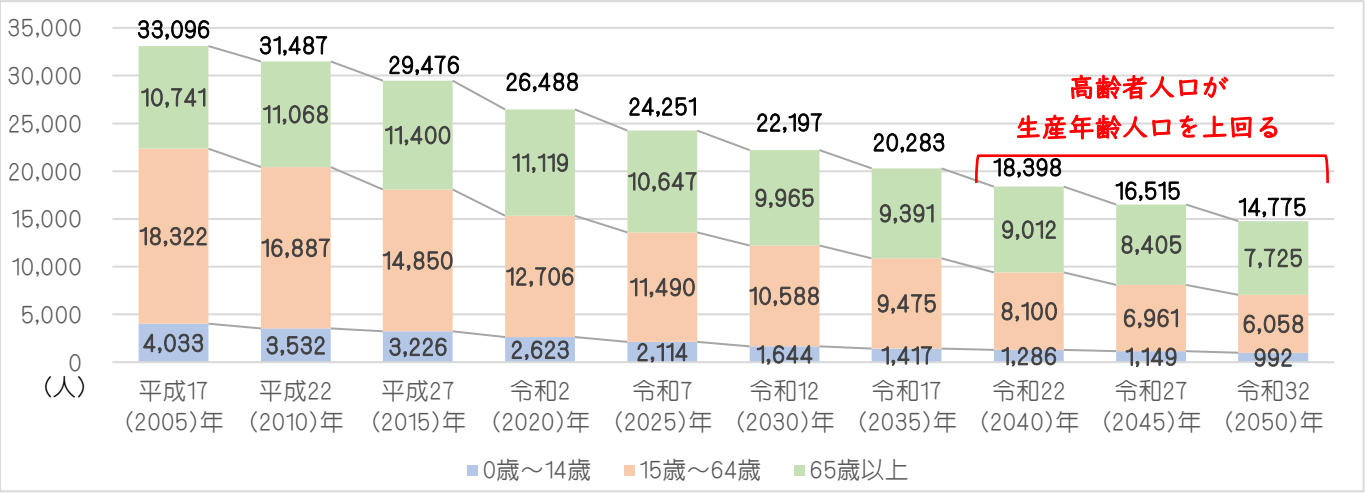

資料　「平成17(2005)年から令和2(2020)年までは国勢調査、令和7(2025)年から令和32(2050)年までは、日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所：令和５（2023）年推計)」

年齢３区分人口比率の推移

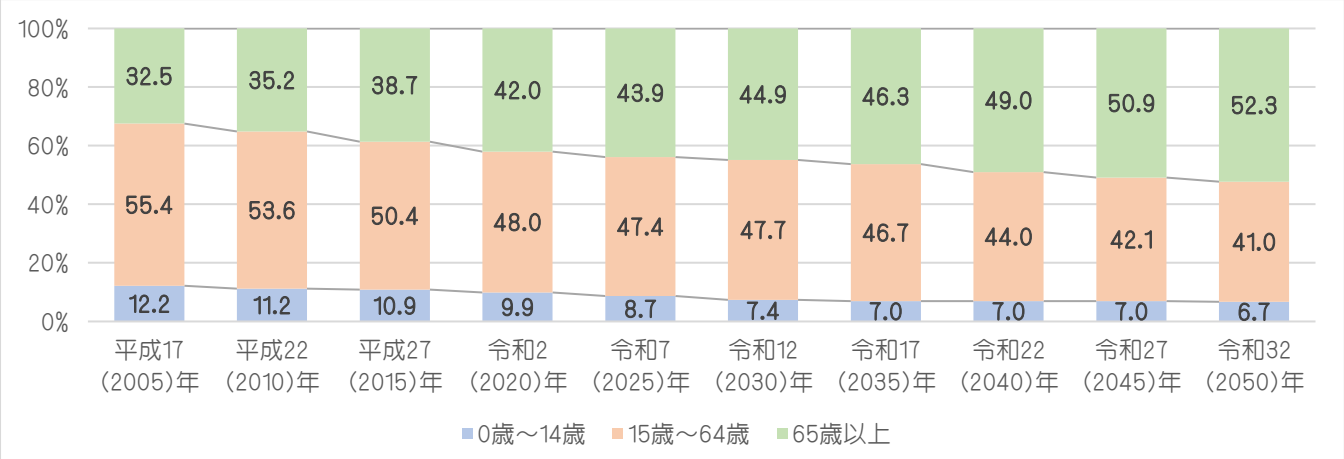

資料　「平成17(2005)年から令和2(2020)年までは国勢調査、令和7(2025)年から令和32(2050)年までは、日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所：令和５（2023）年推計)」

（２）　世帯数・１世帯あたりの推移

市の世帯数は令和４（2022）年に急激に減少し、令和６（2024）年には、13,309世帯となっています。また、１世帯あたりの人数は穏やかな減少傾向にあり、令和６（2024）年には２人を割り込み、1.98人となっています。

世帯数・１世帯あたりの人数

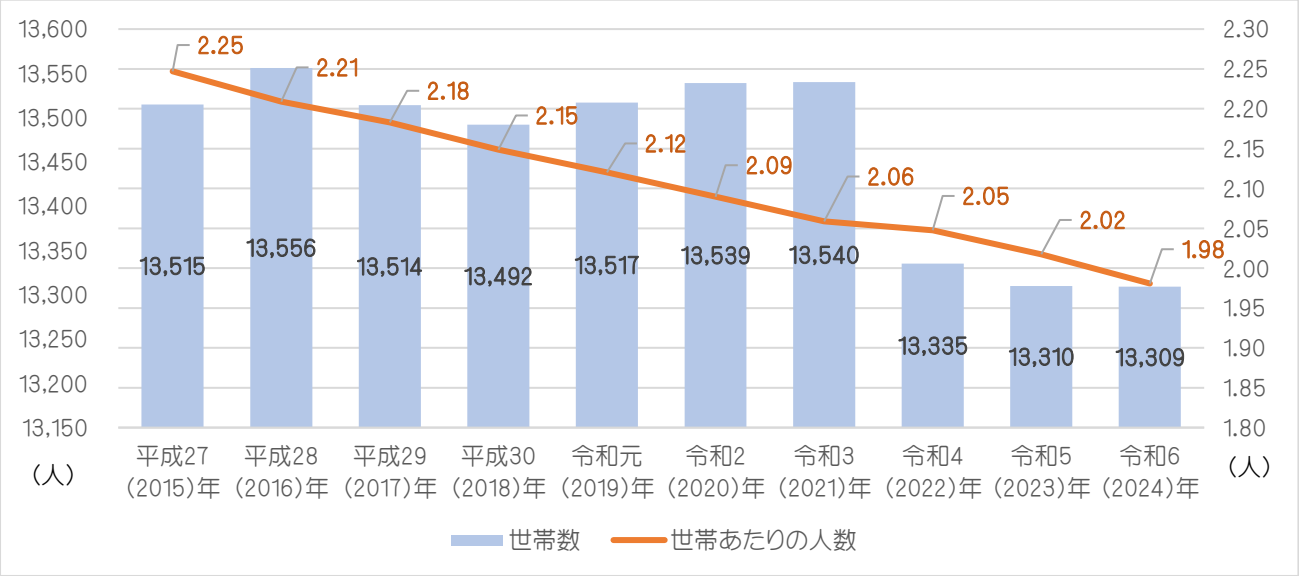

資料　「安芸高田市住民基本台帳：各年４月１日現在」

（３）　地域別高齢化率

６地域ごとの人口を見ると、吉田地域が9,979人と最も多く、次いで甲田地域の順となっています。高齢化率は、高宮地域が49.7%と最も高く、次いで向原地域、美土里地域の順になっています。人口が最も多い吉田地域は33.5%と最も低くなっています。

６地域別人口・高齢化率

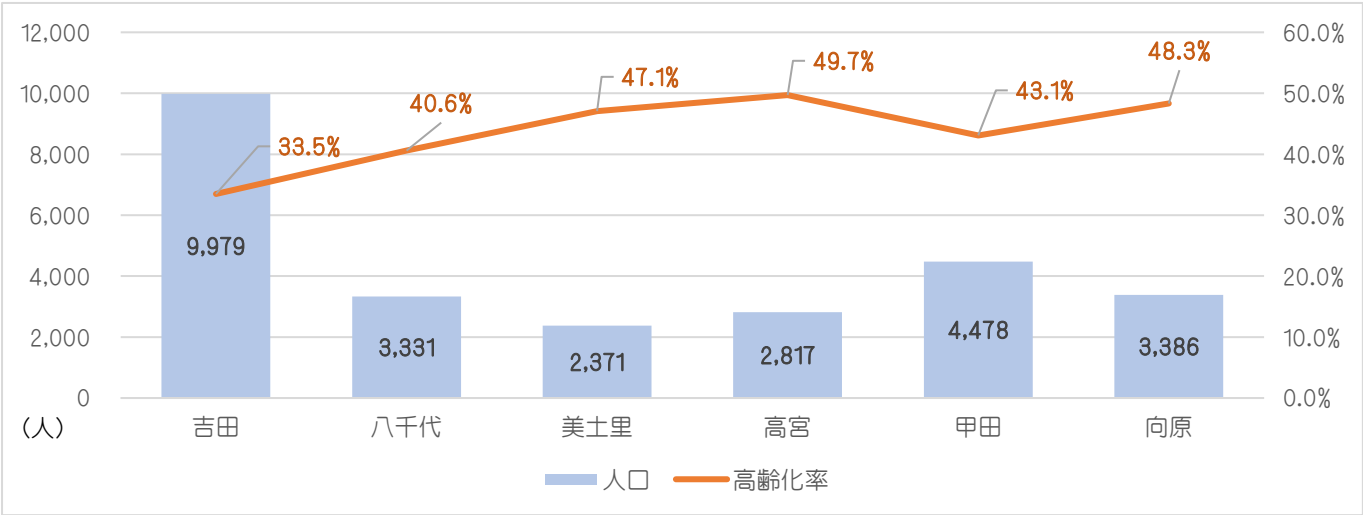

資料　「安芸高田市住民基本台帳：令和６（2024）年４月１日現在」

2　安芸高田市における地域課題

（１）　地域生活課題の多様化・複雑化・複合化への対応

①　高齢者をめぐる課題

市の高齢化率は上昇傾向にあり、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者も増加傾向にあります。また、見守りが必要な高齢者の単身世帯や介護している世帯の家族を、地域でどのように支えていくかが課題となっています。さらに、コロナ禍による高齢者の身体機能の低下や人との交流が減少するなど、生活環境が変化することによる新たな弊害も生じており、これらを解消するための新たな支援が求められています。

高齢化率の推移（安芸高田市・広島県の比較）

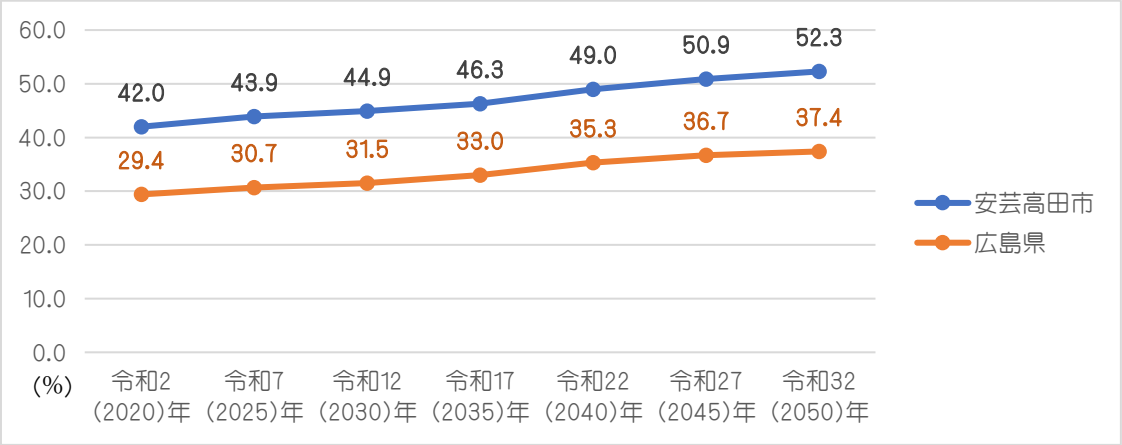

資料　「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所：令和５（2023）年推計）」

高齢者世帯の推移

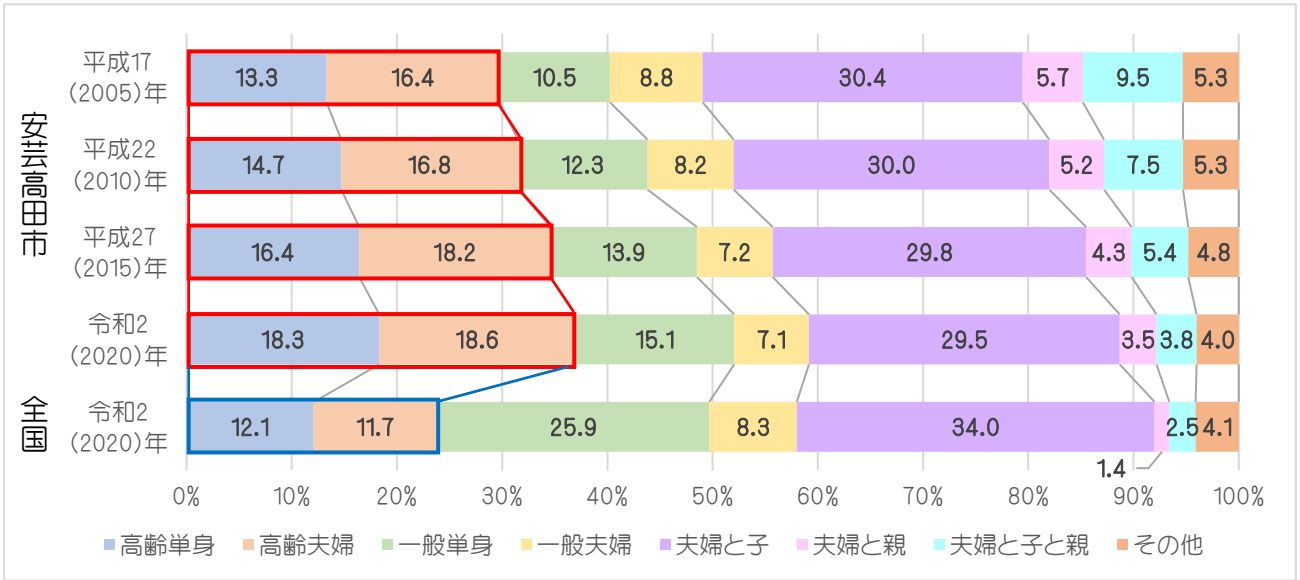

世帯数は１世帯　：「夫婦と子」には、「男親(又は女親)と子」を含む
「高齢夫婦」はどちらか一方が 65 歳以上の世帯
「その他」は、他の親族を含む世帯、兄弟世帯、非親族世帯など

資料　「国勢調査」

② 子ども子育て家庭をめぐる課題

市のアンケート調査によると、生活するうえでの不安や悩みは、「子育て・教育」「生活費」「教育費」が主となっています。

また、求める支援は経済的な支援が最も必要とされている状況となっていますが、子どもの居場所や相談できるところ、子どもを預かる場などのように、核家族化や親族等に子どもを見てもらえない状況、隣近所の付きあいの希薄化などに伴う保護者の孤立を背景とする課題に対し、支援が求められています。

地域全体で子どもの健やかな成長を支えていくことが必要とされる中、支えあいの活動による資源の活用・開発など、子育てを支える地域力の向上が課題となっています。

生活するうえでの不安や悩み（上位５位）

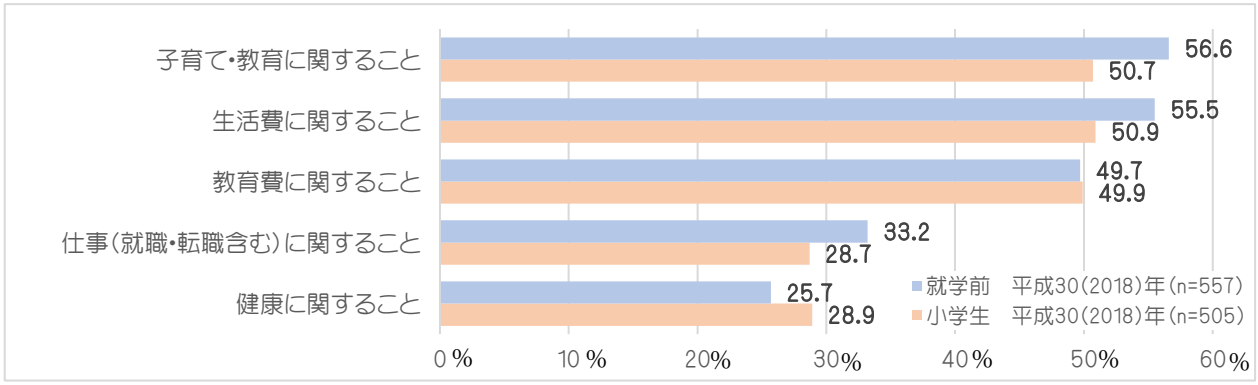

資料　「第２次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」

現在または将来にあるとよい支援（上位６位）

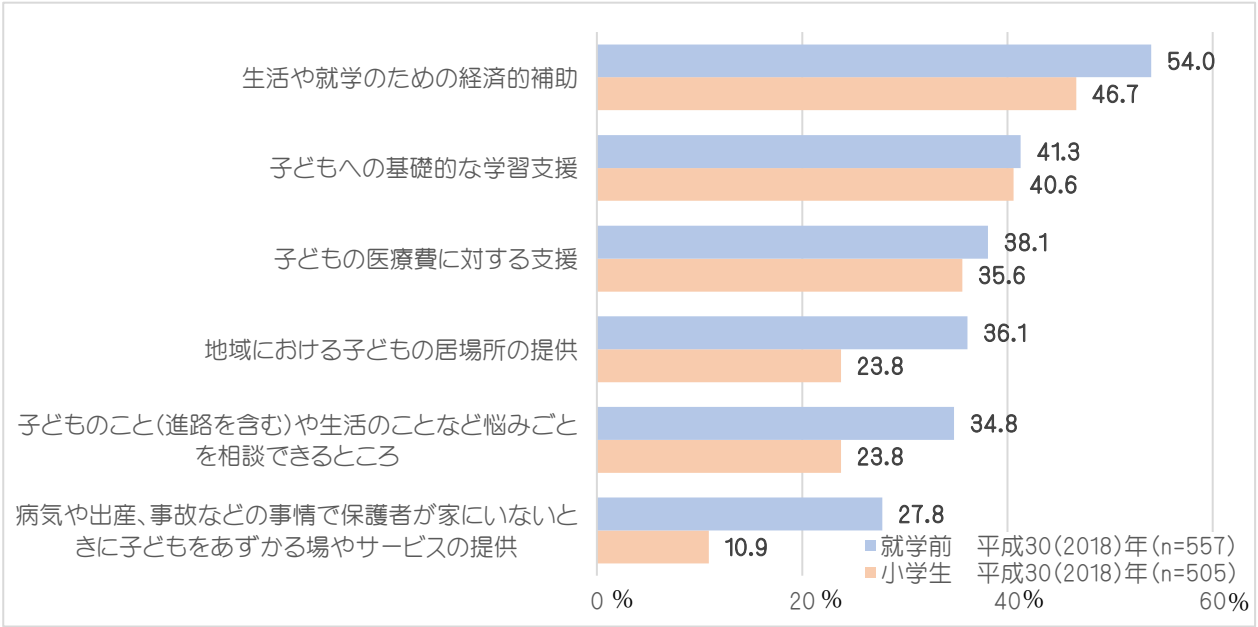

資料　「第２次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」

③ 障がいのある人への支援の課題

市内において、身体障害者手帳や療育手帳の所持者は緩やかな減少傾向にあるものの、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、様々な障がいや支援ニーズに対応した生活基盤の整備が必要であり、障がい福祉サービス等の公的支援だけでなく、地域の力を活用した取り組みも必要です。

また、障がいがあることで差別された経験の有無について市が調査を実施したところ、「ある」と答えた方は全体で 10.7%となっており、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者では、身体障害者手帳所持者と比べ差別を受けた経験がある割合が高い傾向にあり、現状として差別の解消に至っていないことが読み取れます。

これらの調査結果を踏まえて、障がいや障がいのある人に対する理解の促進と障がいのある人への支援充実に向けた取り組みが必要であると考えられます。

障害者手帳所持者数

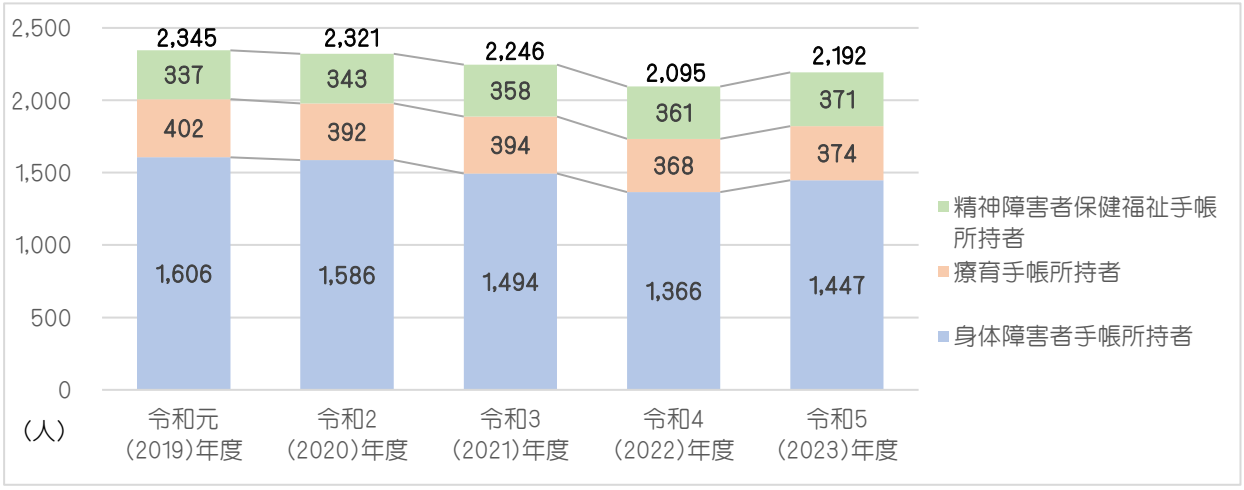

資料 「安芸高田市障害福祉計画（第 7 期）安芸高田市障害児福祉計画（第 3 期）」

障がいがあることを理由に差別されたことがありますか

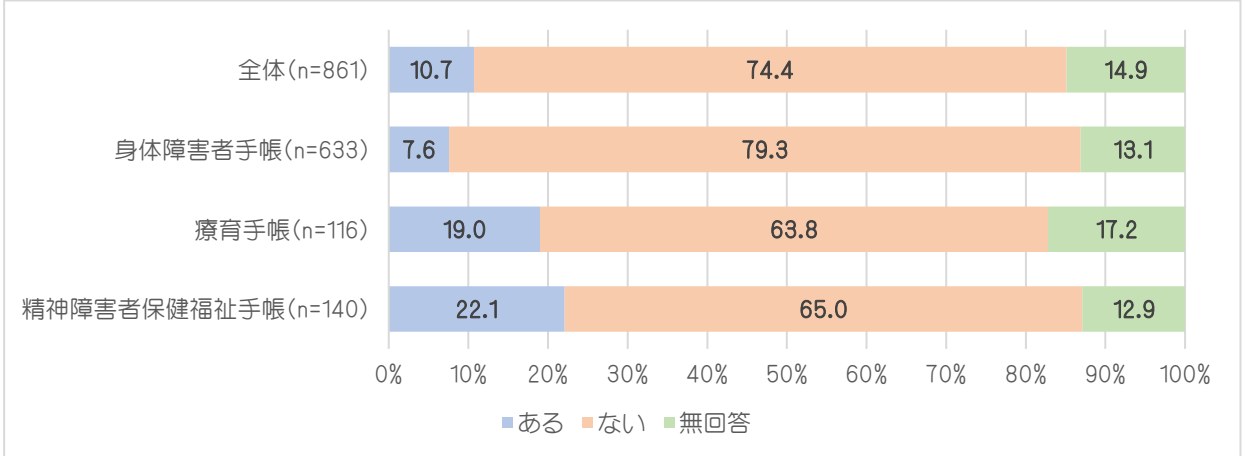

資料 「安芸高田市障害福祉計画（第 7 期）安芸高田市障害児福祉計画（第 3 期）手帳所持者を対象としたアンケート調査令和 5(2023)年」

④ 外国人や生活困窮など、多様な住民が抱える課題

市の外国人人口は、令和 2（2020）年のコロナ禍の影響による減少がありましたが、その後は増加傾向が続いており、令和 6（2024）年には 1,075 人と増加しています。外国人の定住が進むことで、言葉の問題や、文化・習慣の違いから、他の住民と行き違いが生じるなど、地域のつながりを持つことが難しいといった課題が増加しています。

一方、生活保護受給者数は、令和 3（2021）年度をピークに減少傾向にあり、保護率は 8.97‰でほぼ横ばいで推移しているものの、令和 2（2020）年度にはコロナ禍の影響により休業等で減収した世帯が全て生活再建できているとは言えず、また、昨今の物価高騰により生活保護受給者が増加に転じる可能性があります。

住民の多様化が進むとともに、ライフスタイルなどの多様性を尊重しながら、一人ひとりの実情に応じた支援と地域づくりが必要とされています。

外国人人口の推移

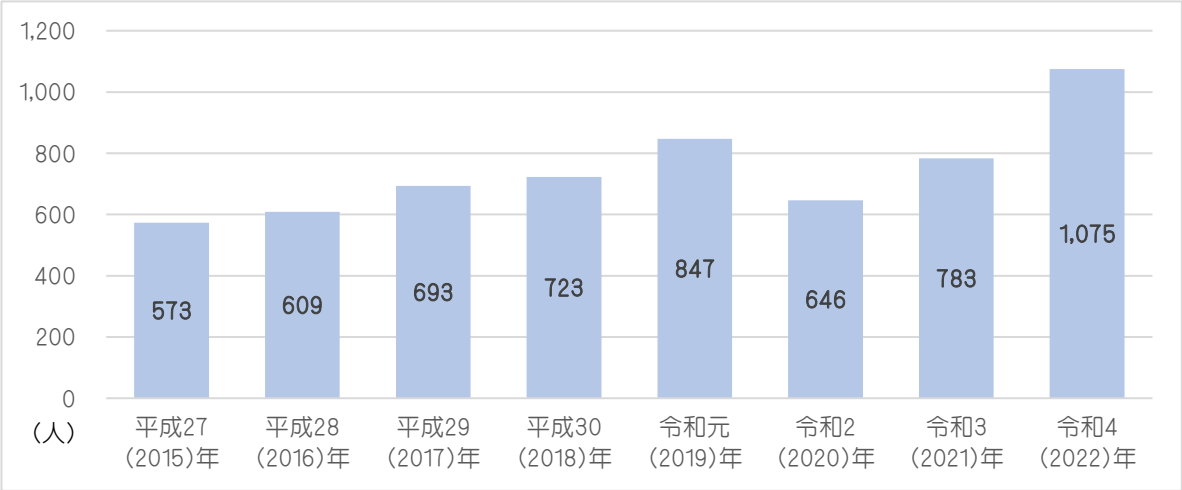

資料 「安芸高田市住民基本台帳：各年 4 月 1 日現在」

生活保護受給者と保護率の推移

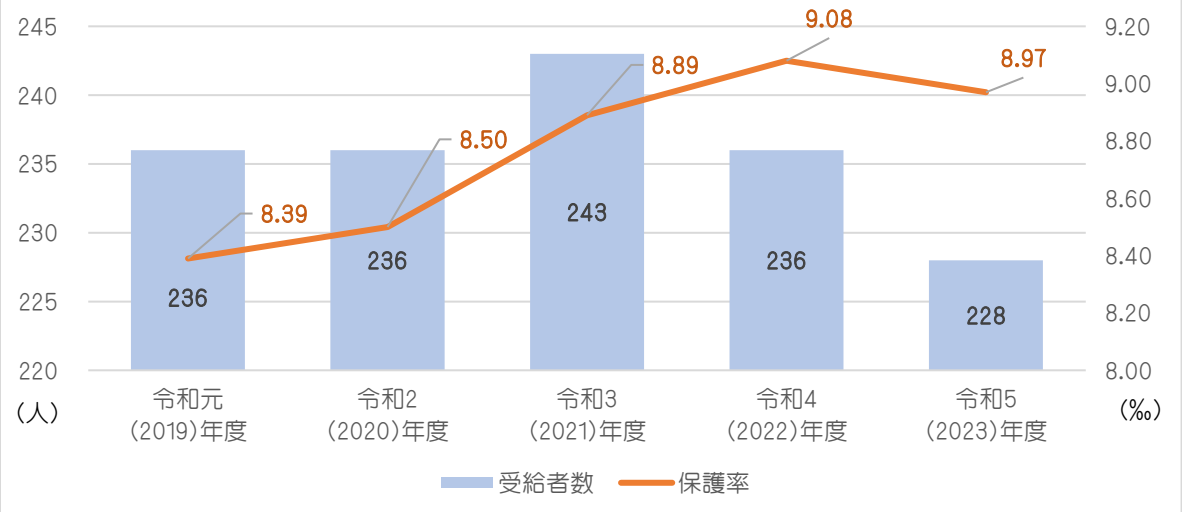

資料 「安芸高田市地域福祉計画（第 2 次）：各年度 3 月 31 日現在」

生活保護世帯数（世帯類型別）の推移

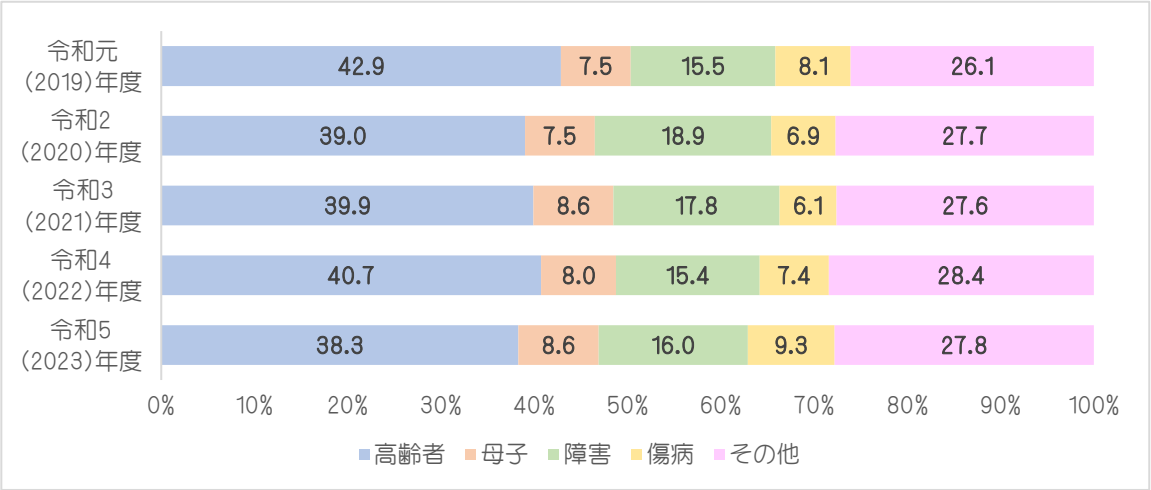

資料　「安芸高田市地域福祉計画（第２次）：各年度３月31日現在」

⑤ 孤立、孤独死や自殺などの問題

仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とはほとんど交流がないひきこもりの状態にある人は潜在的にはかなりの数になると見られており、ひきこもりの長期化とその保護者の高齢化により生活が立ち行かなくなる、いわゆる「8050問題」も深刻化しています。

自殺死亡率は、広島県や全国と比較すると高い数値を示しており、特に男性がその傾向にあります。また、平成29（2017）年以降、減少傾向にありましたが、コロナ禍の令和３（2021）年には増加し、39.2%となっています。

これらは、周りの人たちの気づきと支援によって防ぐことができると言われており、地域で孤立し、追い詰められて困っている人を見逃さない地域づくりが必要とされています。

自殺死亡率

	安芸高田市	広島県	全　国
全　体	22.9	16.1	16.3
男　性	35.9	22.4	22.7
女　性	10.7	10.2	10.1

資料　「健康あきたかた21計画（第３次）：安芸高田市地域自殺実態プロファイル(2017年～2021年)」

人口10万人あたりの自殺死亡率の推移

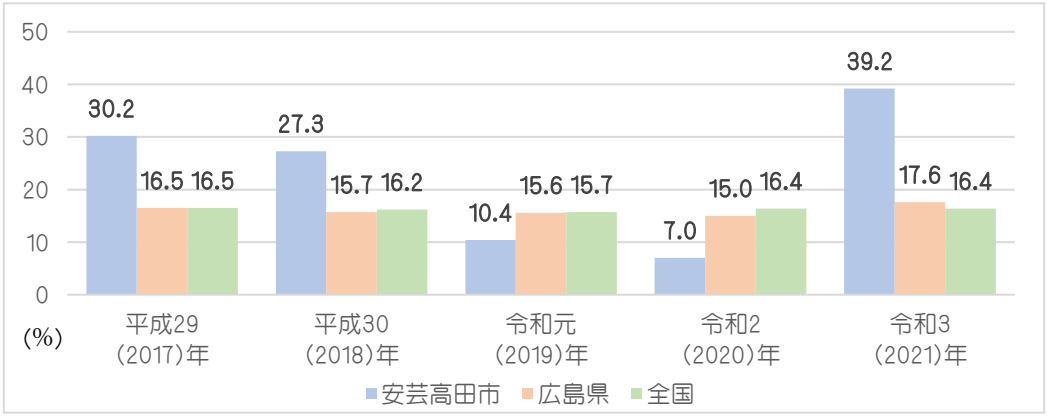

資料　「健康あきたかた21計画（第３次）」

（２）　地域とのつながり（顔の見える関係）の希薄化

市では、自分と地域のつながりが強い方・どちらかというと強い方だと答えた人は、60 歳代以上が 3 割以上で、参加している社会活動では、「自治会・町内会や地域行事への参加」が 4 割となっています。50 歳代以下では 3 割に達しておらず、年代が低いほどつながりが弱く社会参加も少ない傾向にあります。

自分と地域のつながりの強さについて

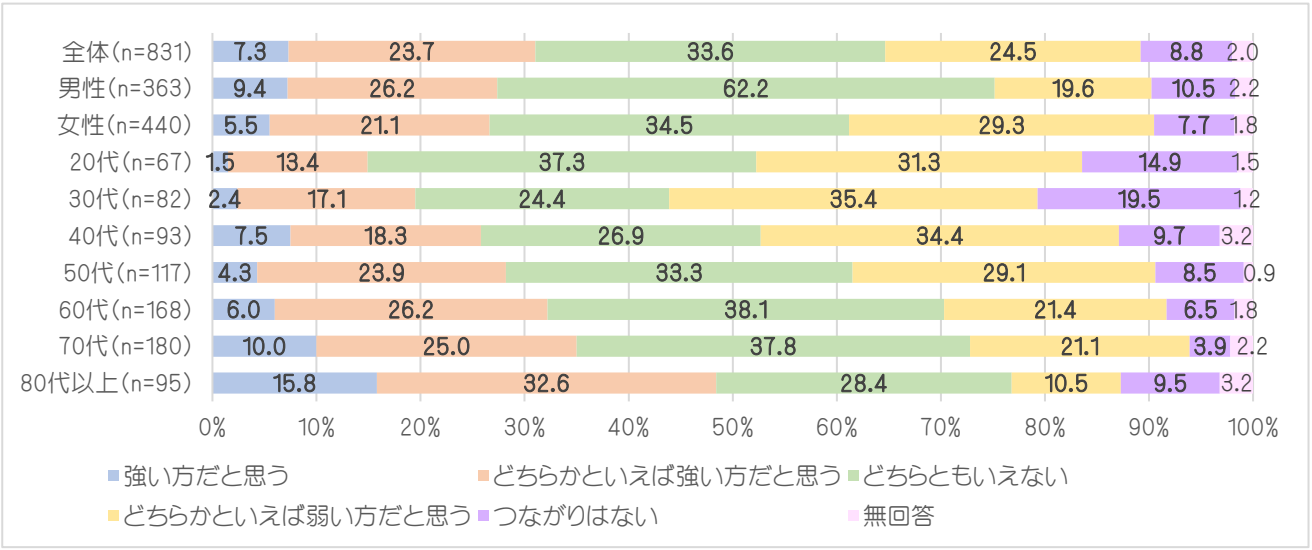

資料　「健康あきたかた 21 計画（第 3 次）：健康づくりアンケート令和 5(2023)年」

年代別社会活動内容

	20 代 n=67	30 代 n=82	40 代 n=93	50 代 n=117	60 代 n=168	70 代 n=180	80 代以上 n=95
就労	34.3	51.2	48.4	49.6	37.5	11.1	6.3
就学	1.5	－	2.2	－	－	0.6	－
自治会・町内会や地域行事への参加	9.0	28.0	34.4	48.7	50.6	43.9	42.1
ボランティア活動	4.5	4.9	5.4	12.0	8.9	13.3	9.5
スポーツや趣味関係のグループ活動（サークル、サロン、各種教室など）	11.9	6.1	22.6	11.1	20.8	23.9	37.9
参加していない	47.8	30.5	24.7	21.4	26.8	30.0	25.3
その他	3.0	1.2	1.1	2.6	1.8	2.8	3.2
無回答	1.5	1.2	3.2	0.9	3.6	6.7	8.4

資料　「健康あきたかた 21 計画（第 3 次）：健康づくりアンケート令和 5(2023)年」

近所との付きあいについて

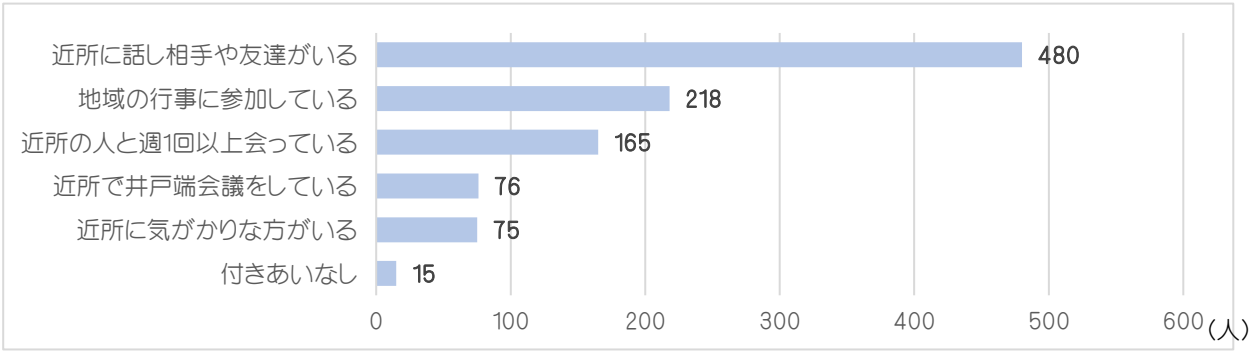

安芸高田市社会福祉協議会地域福祉会議アンケート（令和 2 年 11 月～令和 3 年 3 月）

（３）　地域福祉活動の担い手不足

市では、自治会・サロンや老人クラブなどの地縁団体や、様々な分野のボランティア・市民活動団体などが活発に活動していますが、コロナ禍や就労年齢の延長などの影響により、地域とかかわる時間が少なくなっています。

小地域福祉活動に参加している方やボランティア団体への聞き取り調査では、課題として「地域活動に参加する新たな人材の不足」や「担い手の高齢化」など、担い手の確保が大きな課題となっています。

社協協力員推移

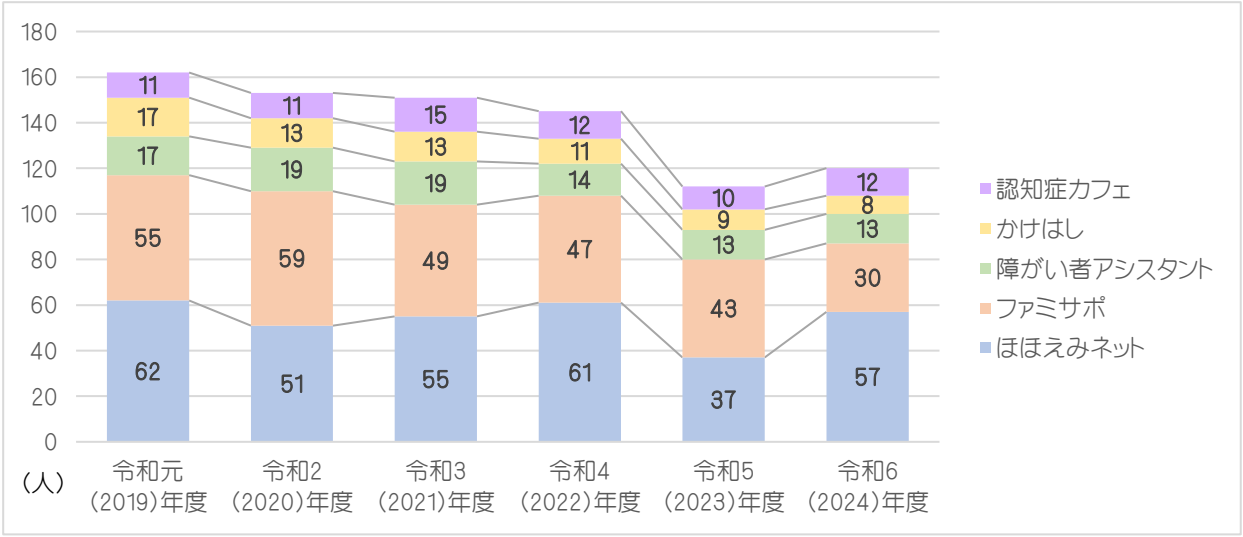

安芸高田市社会福祉協議会実績（各年度３月31日現在）

ボランティア登録推移

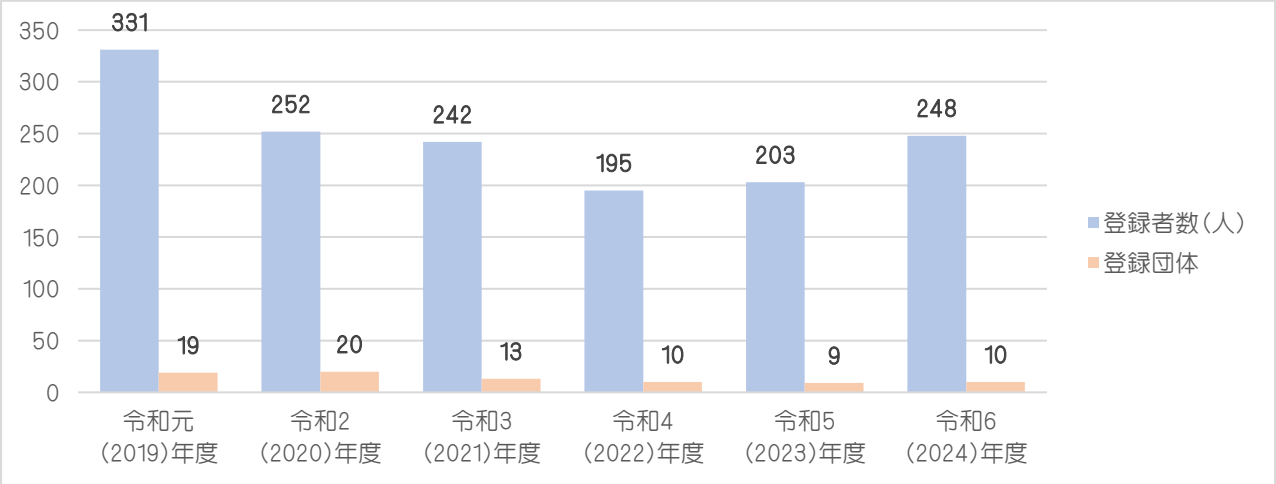

安芸高田市社会福祉協議会実績（各年度３月31日現在）

（４）　権利擁護の推進

市の成年後見制度利用者数は、令和６（2024）年７月では 126 人となっています。認知症高齢者は人口推移とともに減少していますが、高齢者人口との比率では増加傾向にあります。また、認知症高齢者だけでなく身寄りのない高齢者や障がいのある人も増加傾向にあり、金銭管理やサービス利用の手続き支援が必要な人が増えており、成年後見制度等の権利擁護支援の一層の充実が必要とされています。

認知症高齢者数の推移（推計）

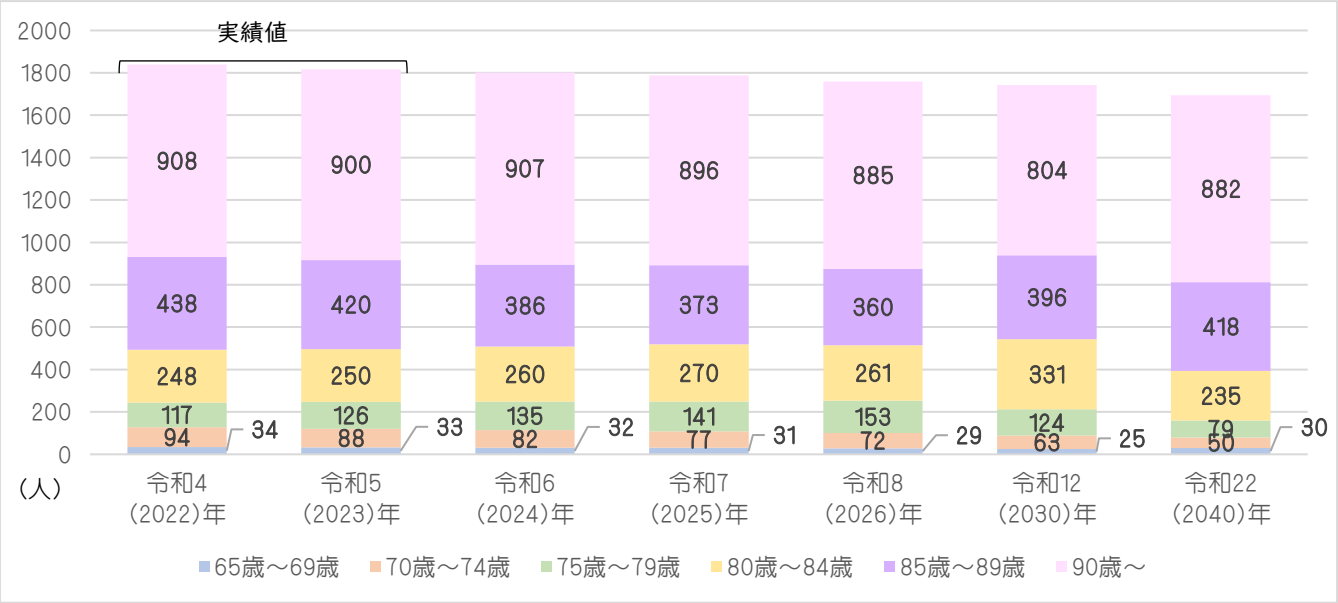

資料　「安芸高田市地域福祉計画（第２次）」

広島家庭裁判所における成年後見制度利用者数

本人の住所	成年後見						人口（人）	面積（Km2）	人口比（%）
	法定後見				任意後見	合計			
	後見	保佐	補助	合計					
安芸高田市	59	58	6	123	3	126	26,448	537.75	0.48

資料　「安芸高田市地域福祉計画（第２次）：令和６（2024）年７月現在より」

（５）　情報発信・収集

住民の情報を収集する手段が多様化し、若年層にも情報を届けやすくなっている反面、地域福祉活動の担い手や支援を必要とする方には高齢者層が多いことから、デジタル・ディバイド（情報格差）の問題があります。また、生活上の課題を抱えているにもかかわらず、自ら必要な情報を得ることができない人も存在します。

多様な選択肢に対応できるような媒体や周知の方法を模索していくことや誰でも情報にアクセスできる環境づくり、分かりやすく活用できる情報の提供体制の強化が求められます。

（6） 災害時への備え

令和3（2021）年8月豪雨災害（西日本豪雨災害）の教訓から、平常時から地域で行われている声掛けや見守りあいの取り組みが、災害発生時に住民の安否確認等に大きく役立ちました。また、平成7（1995）年1月の阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出され、消防、警察及び自衛隊によって救出された人は約2割であると言われており、平常時からの自助の備えと互助を意識した身近な地縁組織での地域活動によるつながりづくりが重要です。

また、災害時の被災者支援には、地域住民をはじめ、町内会や自治会等の地縁組織、NPO法人、ボランティア団体、福祉施設などの地域活動団体だけでなく、市をはじめ、社協や企業などが連携して活動することが必要です。

第４章　計画の基本的な考え方と具体的な取り組み

１　基本理念

「ともに支えあい　心豊かに」

本計画においても「ともに支えあい、心豊かに」を基本理念に、地域住民が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送ることができるよう、様々な地域課題に対し、行政や関係機関、多職種との連携および協働を行う中で、解決への方法を導き、地域のつながりづくりの再構築に向けた取り組みを推進していきます。

２　活動目標

基本理念を踏まえ、本計画を推進していくために、３つの活動目標を定めます。

活動目標１　地域福祉活動を支える人づくり

活動目標２　地域で支えあう力を高めるつながりづくり

活動目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり

３　活動方針

活動目標には、それぞれ目標の達成に向けて、計画の期間中にどのようなことに取り組んでいくのか活動方針を定めます。

活動目標１　地域福祉活動を支える人づくり

地域は人々が生活を営む場であり、様々な状況にある人々が出会い、互いを理解し、困った時には「お互いさま」の気持ちから支えあいが生まれる場でもあります。地域で暮らす住民一人ひとりをはじめとした地域にかかわる全ての人々が「支える側」「支えられる側」という関係だけでなく、地域住民が抱える生活課題を住民間で相互に発見し、解決・軽減につなげることができるサロン活動や見守り等の支えあい活動の取り組みを進めます。

【活動方針】

① 地域への関心と福祉意識の醸成

② 地域の福祉を支える担い手づくり

③ 福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取り組み

活動目標２　地域で支えあう力を高めるつながりづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住民同士のつながりが重要です。地域には、一人暮らしの高齢者や子育ての不安に悩む親、障がいのある人など見守りや支援が必要な人が暮らしています。普段の生活の営みはもとより、災害時には互いが支えあい、助けあう体制をとることが必要です。そのために、地域住民同士が顔の見える関係性をもち、「お互い様」でつながる地域づくりを目指します。

【活動方針】

① 地域のつながりづくりと顔の見える関係づくり

② 困難を抱える人への支援の充実

③ 災害時に強い福祉支援体制

活動目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり

地域では子どもや青少年、高齢者、障がいのある人、外国人など、様々な人が生活しています。普段の生活の中で多くの人と知りあったり、交流したりする機会が少ないのが現状です。地域での支えあいや助けあいは、まず互いのことをよく知り、理解しあうところから始まります。異なる世代、様々な立場の人同士がお互いに顔の見える関係を築き、共に暮らしていける地域をつくりあげていき、安心して暮らせる地域を目指します。

【活動方針】

① 情報発信と情報共有の充実

② 地域生活課題の多様化・複雑化・複合化への対応

③ 組織力の強化

④ 権利擁護の推進

⑤ 協働による地域福祉の推進

⑥ 相談窓口の充実

4　第３次地域福祉活動計画の体系図

地域福祉計画			地域福祉活動計画		
地域住民が支え合い、助け合い、認め合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現	基本目標	基本施策	活動方針	活動目標	ともに支えあい　心豊かに
	Ⅰ地域福祉の意識づくり担い手づくり	1）地域福祉の意識づくり	1）地域への関心と福祉意識の醸成	Ⅰ地域福祉活動を支える人づくり	
		2）地域を担う人材の育成	2）地域の福祉を支える担い手づくり		
		3）福祉・介護人材の確保等の推進	3）福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取り組み		
	2地域で支え合う仕組みづくり	1）地域での支え合い、見守り体制等の拡充 ▶重層的支援体制整備事業	1）地域のつながりづくりと顔の見える関係づくり	2地域で支えあう力を高めるつながりづくり	
		2）社会的孤立、社会的弱者等の対策の充実 ▶重層的支援体制整備事業	2）困難を抱える人への支援の充実		
		3）防災、防犯に備えた体制の構築	3）災害時に強い福祉支援体制		
	3安心して暮らすことができる福祉のまちづくり	1）情報発信の充実	1）情報発信と情報共有の充実	3安心・安全に暮らせる地域づくり	
		2）包括的な支援体制の構築 ▶重層的支援体制整備事業	2）地域生活課題の多様化・複雑化・複合化への対応		
		3）社会福祉協議会等の充実	3）組織力の強化		
		4）虐待等の防止及び権利擁護の充実	4）権利擁護の推進		
		5）地域福祉とまちづくり施策の連携促進	5）協働による地域福祉の推進		
		6）身近に相談できる場の充実 ▶重層的支援体制整備事業	6）相談窓口の充実		

5　地域福祉ネットワークイメージ図

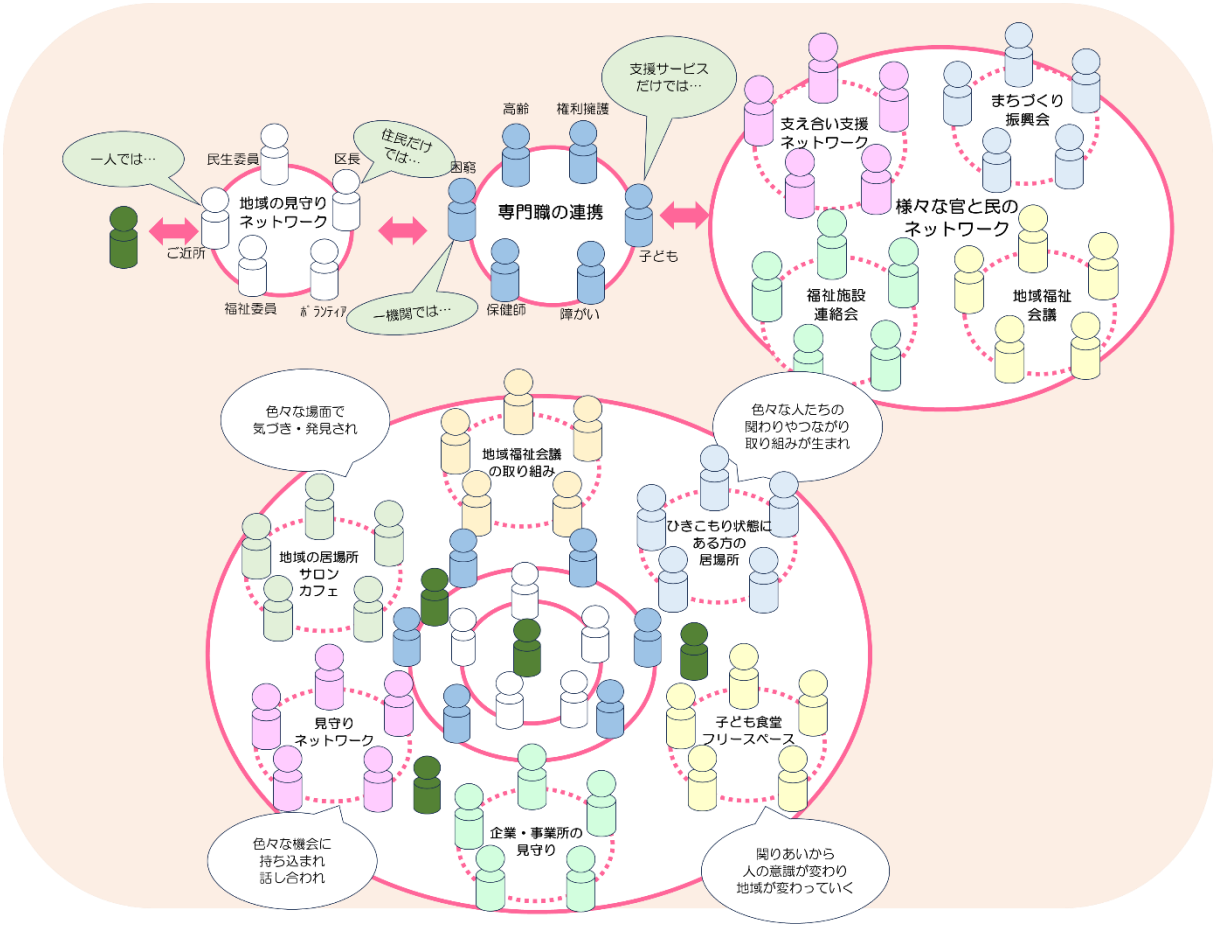

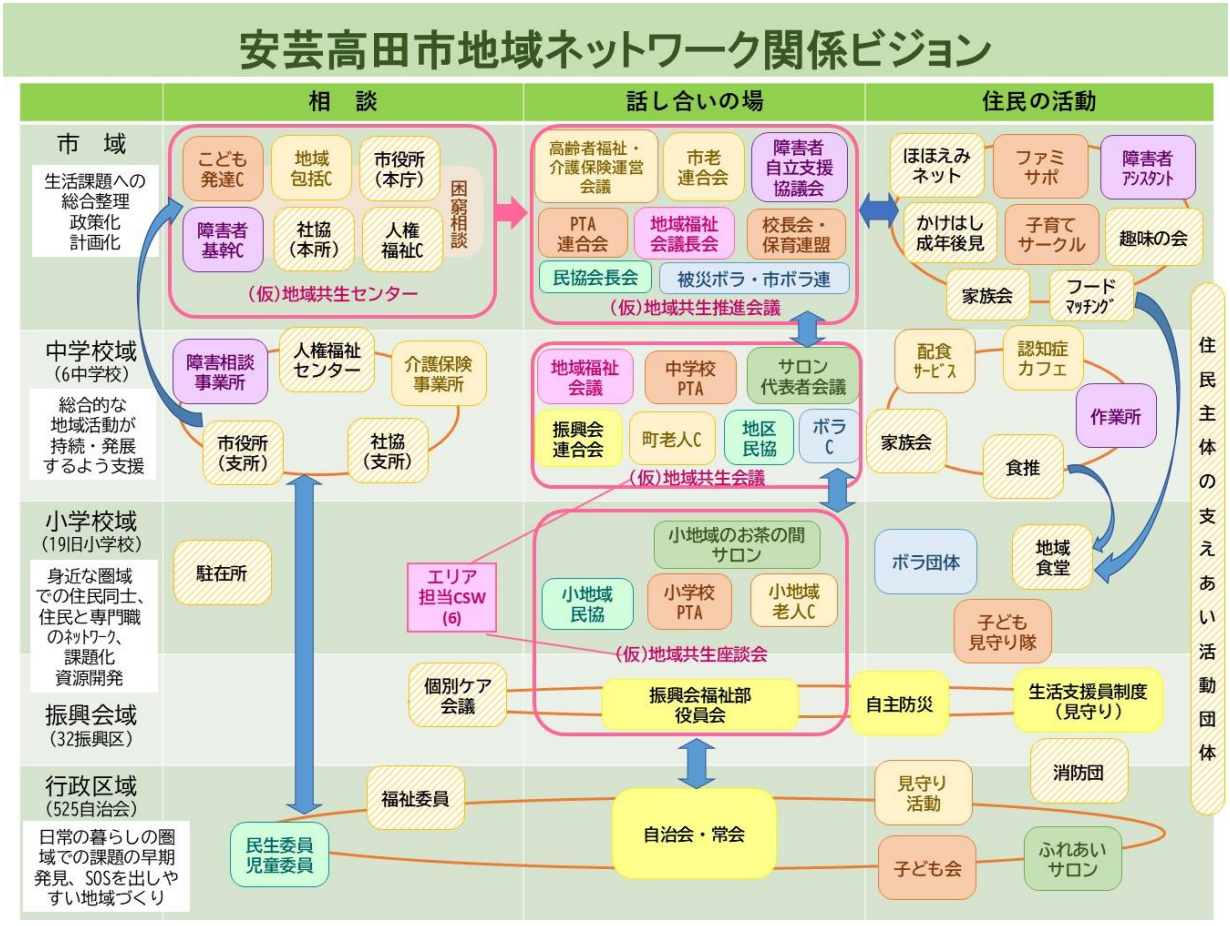

6　具体的な取り組み

活動目標１　地域福祉活動を支える人づくり

活動方針①　地域への関心と福祉意識の醸成

互いに支えあう地域をつくるには、困りごとを抱える人の存在に気づき、手を差し伸べることができる心を育むことが大切です。

子どもから高齢者まで福祉を身近に感じられるよう、学校や家庭、地域など多様な場で福祉を学ぶ機会をつくり、福祉に対する意識の醸成を図ります。

市民・団体	専門職・福祉事業所
・地域の福祉活動を知り、地域のつながりを大切にしましょう。 ・福祉についての学習会や講座に積極的に参加しましょう。	・地域との連携を深め、地域の福祉力向上を図りましょう。 ・学校や様々な学習の場で実施される福祉学習に協力しましょう。

社会福祉協議会

・地域の福祉活動について広報紙などで紹介するとともに、福祉に関心を持ち意識を高められるよう、様々な講座などを企画します。
・学校や教育の場における福祉活動や学習会を支援・協力します。
・ボランティア講座の開催やボランティア体験の機会などを提供します。
・地域住民や地域の多様な主体が顔をあわせ、地域の状況や困りごとを共有できる場づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

社協だより、出前講座、ぷちボランティアスクール、ボランティア講座・講演会、福祉まつり、サロン、地域福祉会議

ぷちボランティアスクール

ボランティア講演会

「福祉まつり」寸劇

活動方針②　地域の福祉を支える担い手づくり

地域福祉に貢献されている民生委員・児童委員、地域振興会、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの住民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進するとともに、ボランティア活動やNPO法人などの団体活動の促進を図ります。

市民・団体	専門職・福祉事業所
・ボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ・地域行事や自治会活動に積極的に参加しましょう。	・事業所において、ボランティアの受け入れを進めましょう。 ・地域行事など地域で行われる活動に積極的に参加しましょう。

社会福祉協議会

・各種ボランティア養成講座を開催し、福祉活動の担い手の育成に取り組みます。
・協力員合同研修会の開催による担い手の拡充を図ります。
・福祉活動講演会や地域で座談会などを開催し、新たな担い手の確保につなげます。
・支所職員と協働いただける地域福祉のリーダー研修の開催と養成に取り組みます。

【主な取り組み】

地域福祉会議、ボランティア活動、ほほえみネット、出前講座、配食サービス、ファミリー・サポート・センター、ボランティア講座・講演会、サロン

ボランティア交流活動

ファミサポ研修会

ほほえみ活動状況

ファミサポ交流会

活動方針③　福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取り組み

福祉・介護分野は、離職率が高いことに加え、人材の確保が困難な状況にあり、人材の確保・育成・定着は福祉サービス事業所の共通課題となっています。社協は、市内の福祉サービス事業所と人材確保に向けた協議の場を設置し、安定的なサービスが提供できる基盤づくりを推進します。

市民・団体	専門職・福祉事業所
・福祉の職場に関する情報を入手し、関心を持ちましょう。 ・福祉の仕事の体験の場があれば、積極的に参加しましょう。 ・社会貢献活動に取り組みましょう。	・新たな人材確保と定着につながる職場環境の改善と地域のニーズにあったサービスを提供できる体制づくりを進めましょう。 ・各種事業所と連携し、人材確保に向けた取り組みに参画しましょう。

社会福祉協議会

・地域住民や学校の児童・生徒に対する福祉や介護の仕事の理解促進に努めます。
・人材確保に向け事業者が抱える課題を整理し、行政、社協、関係機関などによるワーキングチームを立上げ、解決に向け取り組みます。
・サービス提供事業者として人材の確保に努め、職員のスキルアップを図ります。

【主な取り組み】

福祉・介護人材確保等総合支援会議、出前講座、福祉教育

「福祉教育」
高齢者疑似体験

介護職員
初任者研修

活動目標２　地域で支えあう力を高めるつながりづくり

活動方針①　地域のつながりづくりと顔の見える関係づくり

地域において互いに支えあうためには、日頃から顔の見える関係づくりが必要です。考え方の多様化などで自治会に加入しない人が増えていますが、地域のつながりの大切さを理解してもらえるよう地道に働きかけることが必要です。

また、子育てや健康づくりを通じた交流活動、高齢者のサロン活動など、多様な場や機会を通じて、日常的なつながりができる環境づくりを支援します。

市民・団体

・ふれあいサロンや地域食堂など地域の交流の場について知り、必要と思われる方がいたら紹介しましょう。
・地域における交流の場に積極的に参加しましょう。
・オンラインなどの新たなつながり方を活用しましょう。

専門職・福祉事業所

・ふれあいサロンや地域食堂など地域活動に協働しましょう。
・ノウハウや資源などを、地域の交流活動に役立てましょう。
・オンラインによる面談や会議など、新たなつながり方を進めていきましょう。

社会福祉協議会

・身近なところでの小地域活動を推進します。
・民生委員・児童委員などと連携し、子育てを通じた交流を支援します。
・子どもと高齢者や青年層との交流、子どもとの遊びの場づくりを進めます。
・誰もが役割を持ち、活躍できる場づくりを推進します。
・新しいつながり方を検討し、関係機関や団体へ働きかけます。

【主な取り組み】

地域福祉会議、サロン、地域食堂、先進事例の情報提供と実行への支援

グラウンドゴルフ交流

支えあい活動視察研修会

小地域のお茶の間サロン

活動方針②　困難を抱える人への支援の充実

社会経済情勢の変化や多様化する社会の中で、障がいや認知症を抱える人やその家族、生活困窮者などに加え、老老介護やダブルケア、8050 問題やひきこもり、子どもの貧困やヤングケアラーなど、生きづらさや生活上の課題を抱える人がいます。

多様化・複雑化・複合化した課題に対し、様々な方法で支援をするとともに、困難を抱える人が社会の中で孤立することなく自立して生活できるよう、包括的な相談支援をはじめ、地域とのつながりづくりなど重層的に支援する体制の整備を図ります。

市民・団体

・子どもや子育て中の家庭を地域で見守り、集いの場などで交流しましょう。
・障がいの特性に合わせた社会参加ができるよう配慮しましょう。
・ひきこもりや地域で孤立している人に気づいたら、市や社協に相談しましょう。

専門職・福祉事業所

・利用者やその家族が複合的な課題を抱えている場合、関係機関と連携し、課題解決に向けて取り組みましょう。
・子どもや子育て世帯を地域で見守る活動に協力しましょう。
・障がいのある人やその家族の相談に応じ、就労などの支援をしましょう。
・ひきこもりや地域で孤立している人に気づいたら、関係機関と連携しましょう。

社会福祉協議会

・各種相談や事業において生活相談を行い、必要に応じて生活福祉資金の貸付や就労支援等へつなげます。
・食料を必要とする人へ、フードマッチングにより食料支援を行うとともに、住民や企業などに協力を呼びかけます。
・身近な公共施設等で子育て中の親子の交流の場づくりや、地域での見守り活動を推進します。
・障がいのある人やその家族の交流の場に、積極的に参画します。
・ひきこもりや地域で孤立している人が社会参加できるように、集いの場などにつながるよう取り組みます。

【主な取り組み】

地域福祉会議、認知症カフェ、ファミリー・サポート・センター、サロン、フードマッチング、生活福祉資金貸付、障がい者地域生活アシスタント

アシスタント事業情報交換会

「あいちゃんのホッとするカフェ」

活動方針③　災害時に強い福祉支援体制

災害時の安全な避難や必要な支援が受けられるよう、地域ぐるみで支えあえる体制をつくることが必要です。また、災害後の復興支援が円滑に取り組めるよう、地域や関係機関との連携が求められます。平常時からの備えとして、地域で顔の見える関係づくりへの支援や、行政をはじめ地域の多様な主体との連携を強化するとともに、住民の防災意識の醸成を図ります。

市民・団体

・災害時に適切に避難できるよう、平常時から備え、災害・気象情報の把握に努めましょう。
・災害時にも助けあえるよう、平常時の地域福祉活動で近隣同士のつながりをつくりましょう。

専門職・福祉事業所

・地域との協働による防災訓練など、災害時に適切に避難できるよう備えましょう。
・日常生活に支援が必要な人が安心して避難できるよう、福祉避難所として協力しましょう。

社会福祉協議会

・災害ボランティア講座等を開催し、災害ボランティアへの登録を推進します。
・災害発生時に災害ボランティアセンターの設置・運営、ボランティアの受け入れやコーディネートを円滑に行えるよう、シミュレーション研修を実施します。
・小地域活動の中で、講座の開催と平常時からのつながりづくりを支援します。

【主な取り組み】

災害ボランティア講座、被災者生活サポートボラネットシミュレーション研修、プロボノや地元企業との協定、地域福祉会議、出前講座

運営会議

災害ボランティア事例報告・研修

シミュレーション研修

活動目標３　安心・安全に暮らせる地域づくり

活動方針①　情報発信と情報共有の充実

住民が様々なサービスを利用したり地域の現状や課題を把握するためには、正確で適切な情報の入手が必要となります。 福祉や健康等に関する情報を、多様な媒体により、様々な立場の住民に届くようきめ細かな情報提供を推進します。

また、支援者間における情報共有の強化を図り、連携による包括的な支援に取り組みます。

市民・団体

・普段から福祉サービスなど福祉に関する情報を調べましょう。
・地域の課題や情報の共有、意見交換が行える場をつくりましょう。
・情報の入手に困っている人がいたら、できる範囲で情報を伝えましょう。

専門職・福祉事業所

・福祉サービス等の情報を発信しましょう。
・会議や協議の場への参加等、関係機関との情報共有に取り組みましょう。
・事業所の様々な福祉情報について、誰もが分かりやすい方法で伝えましょう。

社会福祉協議会

・「社協だより」や「包括だより」などの広報紙により、福祉や健康、住民が参加できる地域活動などの情報を発信します。
・様々な集まりの場で、制度や事業に関する出前講座の実施、地域福祉活動先進事例の提供などを行います。
・支援を必要とする人についての関係者会議の実施など、情報共有や関係機関とのネットワークの構築を図ります。

【主な取り組み】

社協だより等広報紙、福祉委員会議、福祉まつり、出前講座、共同募金運動、地域包括支援センター、地域ケア会議、ケース会議

活動方針②　地域生活課題の多様化・複雑化・複合化への対応

制度の狭間で困難を抱える人や複数の分野にまたがるなどの課題を抱える人に対し、必要に応じて複数の部署や関係機関等と連携して包括的な支援に取り組みます。

また、生きづらさを抱え社会的に孤立している人などに対し、アウトリーチによる支援、社会参加のきっかけづくりや居場所づくりに取り組みます。

市民・団体

・隣近所に困っている人がいたら、相談窓口等につなげましょう。
・住民はひきこもりや孤立しがちな人を排除しない地域づくりに努めましょう。
・地域にかかわる団体や関係機関と協力して、地域生活課題の解決に努めましょう。

専門職・福祉事業所

・利用者やその家族の困りごとを受け止め、適切な相談機関につなげましょう。
・利用者やその家族とつながりを持ち、継続的な支援につなげましょう。
・就労に課題のある人の受け入れに協力しましょう。
・関係機関と連携して、地域課題の解決に取り組みましょう。

社会福祉協議会

・権利擁護や生活困窮の相談において、複雑化・複合化した課題の発見に努め、必要に応じて適切な他機関につなげます。
・自分から助けを求めることができない人へのアウトリーチによる相談や、潜在的ニーズの掘り起こしに取り組みます。
・地域で孤立している人の社会参加のきっかけづくりに取り組みます。
・行政や関係機関と連携し、分野を横断したきめ細かい相談支援を推進します。

【主な取り組み】

生活相談、障がい者自立支援協議会や地域ケア会議等への参加、地域福祉会議、地域資源とニーズのマッチング

地域ケア会議

地域福祉会議

活動方針③　組織力の強化

地域福祉の推進において、社協は重要な役割を担っています。住民や関係機関、関係団体と連携し、地域課題を把握するとともに、多様な福祉サービスを提供・調整する拠点としての機能強化に取り組みます。

社会福祉協議会

・安定・継続的に地域福祉を推進するため、第３次中期経営計画を策定します。
・各部署と地域課題を定期的に共有し、職員間の連携とスキルアップを図ります。
・弁護士、社労士等との連携によるコンプライアンス体制を強化します。

【主な取り組み】

中期経営計画の策定と管理

活動方針④　権利擁護の推進

住み慣れた地域で安心した生活を望むことは、様々な理由により判断能力が不十分な状態にある人も同様です。地域での声掛けや見守り、ちょっとした手助け、成年後見制度やかけはしの利用促進を図ることで、一人ひとりの権利や生活が守られ、安心して日常生活が送れるよう権利擁護を推進します。

市民・団体

・成年後見制度や権利擁護について理解を深め、身近に支援を必要とする人がいたら相談窓口につなげましょう。

専門職・福祉事業所

・成年後見制度が必要と思われる人やその家族の権利を守る取り組みを進めましょう。

社会福祉協議会

・成年後見制度に関する情報提供や利用支援に取り組みます。
・地域福祉権利擁護事業の周知を行うとともに、専門員や生活支援員の資質向上など支援体制の強化を図ります。
・権利擁護センターの設置に向け行政と連携を図ります。

【主な取り組み】

地域包括支援センター、かけはし、法人後見、権利擁護センター設置準備

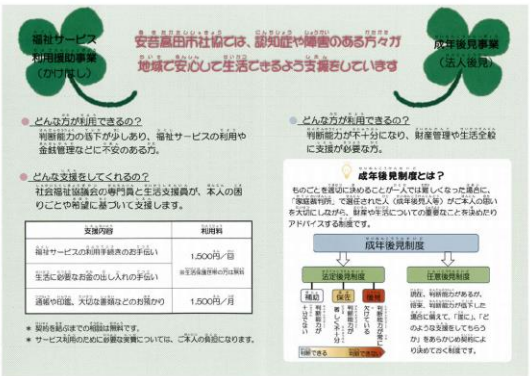

活動方針⑤　協働による地域福祉の推進

地域福祉を推進するためには、地域住民や地域の多様な主体の参加と協力によって、課題に取り組む必要があります。地域課題の発見から解決に向けた取り組み、様々な場面において連携できる体制の構築に取り組みます。

また、それらと協働した取り組みを行うことで、地域の福祉力の向上を図ります。

市民・団体

・地域福祉の推進に向けて、協働の取り組みに参加しましょう。
・団体は、行政や社協との情報共有や、人材やノウハウなどの資源の活用による地域貢献に努めましょう。

専門職・福祉事業所

・関係機関と連携・協働し、地域福祉の推進に取り組みましょう。
・地域住民や地域の多様な団体や機関とのかかわりを持ちましょう。

社会福祉協議会

・地域住民や地域の多様な主体がつながる場づくりを行います。
・地域住民や地域の多様な主体と連携し、地域課題の発見・把握・解決に向けた取り組みを推進します。
・今ある地域福祉活動に対する支援と協力、新たな資源の開発に取り組みます。

【主な取り組み】

地域福祉会議、福祉・介護人材確保基盤整備、フードマッチング

商店との連携による買い物支援

地域団体による生活援助

関係機関と支援者の情報交換会

活動方針⑥　相談窓口の充実

地域生活課題が多様化･複雑化･複合化する中、生活の困りごとや不安を抱えた際、誰もが気軽に相談できる場を身近に確保できる基盤づくりを推進します。

また、相談内容に応じて専門的な関係機関につなぐ連携体制を強化します。

市民・団体	専門職・福祉事業所
・隣近所に困っている人がいたら、相談窓口等につなげましょう。	・利用者やその家族の困りごとを受け止め、適切な相談機関につなげましょう。

社会福祉協議会

・社協の窓口で、気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。
・多様化・複雑化・複合化した課題の発見に努め、必要に応じて適切な機関につなげます。
・担当者だけで対応せず、局内で情報共有・支援に必要な連携を行います。

【主な取り組み】

社協窓口、総合相談、生活相談、地域包括支援センター

第５章　第３次地域福祉活動計画の推進

本計画を推進するためには、住民をはじめ、NPO 法人・ボランティア団体や関係機関、行政等の様々な人たちの参加と協力が不可欠です。まずは、各活動主体が本計画について理解を深め共通認識を持つこと、そして、ビジョンや活動目標に即した取り組みを実施・展開することが必要です。そのために、具体的手順や進捗状況の確認及び検討する場を設け、効果的に本計画を推進します。

１　安芸高田市地域福祉活動計画の周知

社協の広報紙やホームページ、各種講演会や会議等を通じて、広く住民や関係機関等に対して広報を行うとともに、各活動主体へ本計画の概要版を配布して本計画推進への理解と協力を求めていきます。

２　進行管理と評価

本計画に基づく施策を効果的かつ着実に実行するためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。そのため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、必要に応じて計画の見直し、改善に努めます。

【PDCAサイクル図】

第６章　資料集

１　策定委員名簿

策定委員

役　職	氏　名	選出地域	備　考
委員長	水　重　克　幸	吉田地域	会　　長
副委員長	胡　濱　茂　夫	甲田地域	副会長
委　　員	牧　村　昇　司	吉田地域	理　　事
委　　員	福　田　美恵子	八千代地域	理　　事
委　　員	甲　田　幸　枝	八千代地域	評議員
委　　員	佐々木　昌　荘	美土里地域	理　　事
委　　員	高　松　昌　則	美土里地域	評議員
委　　員	用　田　　正	高宮地域	理　　事
委　　員	加古山　紀美恵	高宮地域	評議員
委　　員	金　行　正　子	甲田地域	理　　事
委　　員	冨　永　淳　子	甲田地域	理　　事
委　　員	佐　藤　正　彦	向原地域	理　　事
委　　員	平　川　富士雄	向原地域	理　　事
委　　員	猪　上　優　彦		監　　事
委　　員	和木坂　　満		監　　事
委　　員	寺　田　博　彦		事務局長

事務局（ワーキング会議）

役　職	氏　名
総務課長	木　落　功　治
地域福祉課長	小　田　美　穂
地域包括支援センター長	奥　田　昌　弥
介護支援課長	青　崎　由実子
ふれあいセンターこうだセンター長	新　田　久美子
地域包括支援センター長補佐	三　木　由　紀
ふれあいセンターこうだセンター長補佐兼 福祉用具貸与事業所管理者	木　坂　亮　太
総務課総務係長	大　下　留　美
地域福祉課地域福祉係長	牧　原　真　也
訪問介護事業所管理者	竹　内　恵　美
通所介護事業所管理者	沖　野　竹　志

2　策定経過

策定委員会

開催日	会議名等	内　容
令和 6（2024）年　9 月 24 日	第 1 回策定委員会	委員委嘱 計画取組評価 策定骨子（案）審議
令和 6（2024）年 10 月 16 日	第 2 回策定委員会	計画素案（第 2 次計画評価）審議①
令和 6（2024）年 12 月　6 日	第 3 回策定委員会	計画素案審議②
令和 7（2025）年　2 月 13 日	第 4 回策定委員会	計画原案審議①

策定ワーキング会議

開催日	会議名等	内　容
令和 6（2024）年　4 月 22 日	策定ワーキング・チームの立ち上げ	
令和 6（2024）年　6 月 21 日	第 1 回策定ワーキング会議	策定スケジュール、策定委員の検討
令和 6（2024）年　7 月 29 日	第 2 回策定ワーキング会議	計画策定・前計画取組評価方針の検討
令和 6（2024）年　8 月　7 日	第 3 回策定ワーキング会議	前計画取組評価① 策定骨子検討
令和 6（2024）年　8 月 13 日	第 4 回策定ワーキング会議	前計画取組評価②
令和 6（2024）年　8 月 20 日	第 5 回策定ワーキング会議	前計画取組評価③
令和 6（2024）年　8 月 22 日	第 6 回策定ワーキング会議	前計画取組評価④
令和 6（2024）年　9 月 18 日	第 7 回策定ワーキング会議	地域福祉計画と計画骨子すり合わせ①
令和 6（2024）年　9 月 30 日	第 8 回策定ワーキング会議	計画素案（計画取組評価・策定骨子）検討①
令和 6（2024）年 10 月　7 日	第 9 回策定ワーキング会議	計画素案検討（第 2 次計画評価）②
令和 6（2024）年 11 月 11 日	第 10 回策定ワーキング会議	計画素案検討③
令和 6（2024）年 12 月　3 日	第 11 回策定ワーキング会議	計画素案検討④
令和 7（2025）年　1 月 21 日	第 12 回策定ワーキング会議	計画原案検討
令和 7（2025）年　2 月 17 日	第 13 回策定ワーキング会議	計画原案修正